

開会 午前 9時00分

◎開 会

○議長（中田隆幸君） ただいまから、平成26年第3回川根本町議会定例会を開会いたします。



◎開 議

○議長（中田隆幸君） これより本日の会議を開きます。



◎議事日程の報告

○議長（中田隆幸君） なお、本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

今期定例会に説明員として町長以下関係者が出席しておりますので、御了承ください。

なお、本日は柳原義六代表監査委員に出席していただいております。後ほど、平成25年度一般会計並びに特別会計決算審査について報告をしていただきたいと思います。



◎諸般の報告

○議長（中田隆幸君） 日程に入る前に諸般の報告を行います。

8月25日、町長から第3回定例会を招集告示した旨、通知がありました。

今期定例会は、お手元に配付のとおり、諮問2件、同意2件、議案8件、認定7件が町長から提出されております。

次に、監査委員から例月出納検査の結果について報告がありました。内容についてはお手元に配付のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。



◎行政報告

○議長（中田隆幸君） 今期定例会招集について、町長から行政報告を兼ねまして御挨拶があります。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 皆さん、おはようございます。

きょうは第3回の議会の定例会ということで、全員の皆さんに御参集いただきまして誠にありがとうございます。

また、日ごろは行政に対しましても大変御尽力いただいておりますことを、心より敬意を表したいというふうに思います。

なお、私、行政報告を、8月18日からの説明をさせていただきます。

まず、8月18日から22日まで中国の竜泉市へ議会の皆さん3名と各種団体の皆さんと行ってまいりました。これにつきましては、当然ながらこの後で今後どのような対応をするかということは、出席された方、参加された方ともども検討していき、結論を出していきたいというふうに思います。その中では、当然議会の皆様にも御相談を申し上げたいというふうに思っております。

8月25日でございます。川根高校の校長が参りました。これは、学生寮についての寄附の関係、同窓会が中心でございますけれども、これに対して行政も積極的に参加をお願いしたいというような要請がございました。当然ながら、川根高校の存続のためにも、行政といたしましても、できる範囲の対応はしていきたいというふうに思っております。

この日には、職員の採用試験を行っております。それから、この夜ですが、広域施設組合の関係の打ち合わせを行いました。

8月26日、この日は議会の全協ということでございます。この夜ですが、上長尾診療所の先生と打ち合わせをしたという経緯がございます。

8月27日ですが、この日には入札を執行しております。この日のお昼、つのだひろ氏という音楽家と、こちらでいろいろなイベントを開催したいというようなお話があったものですから、対談をいたしました。この日の午後ですが、公共交通会議がございまして出席しております。この日には、午後3時から決算審査の報告をいただきました。大変厳しい指摘もございまして、すぐに対応するようにいたしました。この日には、柚子組合の皆さんがお見えになりまして、今後の柚子に対しての支援方をお願いしたいというような要請がございました。この日に、長島ダムの所長さんが参りまして、イベント等これから長島ダム関連でやるので、行政も協力をしてほしいというお話がございました。この日ですが、浜松の河川国土事務所の所長さんがお見えになりまして、災害等の際の対応、それについては全面的に協力するというようなお話をいただきましたし、また古い交通基盤の中で、やはり素人ではわからないことは、当然ながら専門的な職員等を派遣して検査等にも参画したいというようなお言葉がございました。

8月28日から30日まで、静岡県下の市町村長の砂防事業の視察がございました。これは、北海道の知床でございましてけれども、ここへ現地の視察に行ったというのがこの日でございます。

9月1日、皆様方にも大変お世話になりました、防災訓練がございました。これに多くの

皆さんに参画をしていただいたということで、今後の防災関係につきましては、当然ながらきめ細かい対応が必要だということを痛感をいたしました。

9月2日ですが、この日には県内の町村会の総会がございました。町長並びに市長が合同で研修会も行ったというのが、この日でございます。

9月3日ですが、「時の栖」の社長がお見えになりました。今後、川根温泉を中心とした南アルプスエコパークに指定をされたということもございますので、積極的にPRをしていきたいというようなお話もございまして、当然ながら行政と一体となって対応をしていきたいというようなお話がございました。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。



◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（中田隆幸君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、2番、坂本政司君、3番、野口直次君を指名します。



◎日程第2 会期の決定

○議長（中田隆幸君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から9月19日までの16日間にしたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月19日までの16日間に決定しました。



◎日程第3 諮問第3号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（中田隆幸君） 日程第3、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、諮問案件です。諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についての提案理由の説明をさせていただきます。

議案1ページをごらんください。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱されるものでありますが、候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦することになっております。

川根本町の人権擁護委員は4名であります。このうち、下原泰氏が平成26年12月31日をもって任期が満了となりますが、引き続き下原氏を推薦をいたしてお諮りをするものでございます。

下原氏は昭和24年12月19日生まれの64歳で、平成24年1月1日から人権擁護委員に就任され、現在1期目で、確実にその任に当たられ、御活動をいただいております、引き続き委員に推薦をいたし御同意をお願いするものであります。

以上、人権擁護委員候補者の推薦についての説明を終わらせていただきますけれども、よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任と認めることに決定しました。



◎日程第4 諮問第4号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（中田隆幸君） 日程第4、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についての提案理

由の説明をさせていただきます。

議案の2ページをごらんください。

人権擁護委員は法務大臣から委嘱されるものでありますが、候補者につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、市町村長が議会の意見を聞いて推薦をすることになっております。

川根本町の人権擁護委員は4名であります。このうちの1名が平成26年12月31日をもって任期が満了となり、退任されることになりました。今回、新たに森田雅文氏を推薦したくお諮りをするものでございます。

森田雅文氏は、昭和25年1月4日生まれの64歳で、昭和48年に東京都職員として採用され、平成21年に退職されるまで36年間勤務され、行政経験は豊富であります。また、退職後は家業を継ぐため帰郷し、その温厚で誠実な性格により地域の皆さんの信頼も厚く、人権擁護委員としての職務を公正に行うに十分な資質を備えており、適任と考えますので、推薦をいたしたく御同意をお願いするものであります。

以上、人権擁護委員候補者の推薦について説明を終わらせていただきますけれども、よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、諮問第4号、人権擁護委員候補者の推薦については、原案による者を適任と認めることに決定しました。

————— ◇ —————

◎日程第5 同意第2号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（中田隆幸君） 日程第5、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、同意案件第2号です。川根本町固定資産評価審査委員会委員の選任についての提案理由の説明をさせていただきます。

地方税法の規定により、固定資産課税台帳に登録された事項に関する不服審査等の事務を行う機関として、固定資産評価審査委員会が設置をされております。

この委員会は3名の委員から成っており、このうち藤田至氏が平成26年10月25日をもって任期満了となるため、引き続き藤田至氏を委員として選任をいたしたく、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求めるものであります。

藤田氏は、昭和25年2月21日生まれの64歳で、40年間、町職員として活躍をいただきました。昭和45年度から昭和48年度及び昭和60年度から平成3年度までの11年間にわたり、固定資産税に関する事務を経験されるなど、幅広い識見と固定資産の評価等について必要な知識と経験を有していることから、委員として適任であると考えております。

なお、任期は、平成26年10月26日から平成29年10月25日までの3年間となります。

以上、よろしく御審議の上、御同意をいただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、同意第2号、固定資産評価審査委員会委員の選任については同意することに決定しました。



◎日程第6 同意第3号 教育委員会委員の任命について

○議長（中田隆幸君） 日程第6、同意第3号、教育委員会委員の任命についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 同意案件の第3号です。教育委員会委員の任命について、提案理由の説明をさせていただきます。

鳥居進氏にお願いをするというものでございます。

鳥居進氏は、川根本町下泉1944番地に在住で、昭和25年7月25日生まれの満64歳であります。

現在、教育委員として平成23年10月11日から平成26年10月25日までの1期を務められており、平成24年10月26日からは委員長としての重責を担っていただいております。

鳥居氏の略歴でございますけれども、旧地名小学校、中川根南部小学校のPTA役員として地域と学校との連携を図り、地域ぐるみで児童の健全育成に努めるなどの取り組みを積極的に行うとともに、地域の生涯学習推進委員や区役員として生涯学習活動を通じての地域づくりや自治会活動に積極的に取り組まれております。

このような経歴から、教育、学術、文化の面に関し高い識見を有され、また人柄も誠実、公平な方で、引き続き、これからの当町の社会教育や学校教育の諸課題に真摯に取り組んでいただけるものと期待をしているところであります。

今回、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、御同意をお願いするものであります。

任期は、平成26年10月26日から平成30年10月25日までの4年間でございます。

よろしく御審議いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

本案は人事案件でありますので、申し合わせにより討論を省略します。

これから同意第3号、教育委員会委員の任命についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、同意第3号、教育委員会委員の任命については同意することに決定しました。



◎日程第7 議案第39号 川根本町特定教育・保育施設及び特定地域
型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の制定について

○議長（中田隆幸君） 日程第7、議案第39号、川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型

保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 議案第39号です。川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

議案の5ページから27ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年8月に子ども・子育て支援法が成立し、保育所などの施設型給付や小規模保育などの地域型保育給付が創設されました。これらの給付対象となる施設は町が確認することが定められており、平成27年4月からの子ども・子育て支援新制度の実施のため、運営基準を条例で制定をする必要がございます。

今回、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準を定めたく提案をするものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明にかえさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

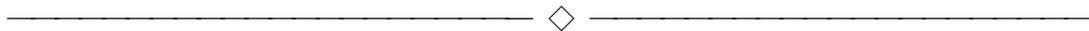
ただいま議題となっております議案第39号は、第一常任委員会に付託したいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号、川根本町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定については、第一常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第8 議案第40号 川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営
に関する基準を定める条例の制定について

○議長（中田隆幸君） 日程第8、議案第40号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第40号です。川根本町家庭的保育事業等の設備及び運

営に関する基準を定める条例の制定についての提案理由の説明させていただきます。

議案の28ページから47ページをごらんいただきたいと思います。

平成24年8月に子ども・子育て支援法が成立し、保育所などの施設型給付や小規模保育などの地域型保育給付が創設をされました。

これらの給付対象となる施設は、町が確認することが定められており、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度の実施のため、運営基準を条例で制定する必要があります。

今回、地域型保育給付である小規模保育事業や、家庭的保育事業の設備基準や運営基準を定めたく提案をするものであります。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

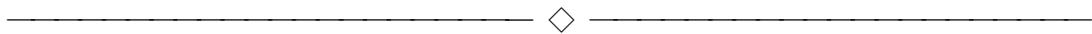
ただいま議題となっております議案第40号は、第一常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号、川根本町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、第一常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第9 議案第41号 川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について

○議長（中田隆幸君） 日程第9、議案第41号、川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第41号です。川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についての提案理由の説明をさせていただきます。議案48ページから54ページをごらんいただきたいと思います。

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による児童福祉法の改正により、法に第34条の8の2が追加され、市町村は放課後児童健全育成事業の設備及び運営について条例で定めなければならないことになりました。

今回、法に基づき放課後児童クラブの設備基準や運営基準を定めたく、提案をするものがあります。

よろしく御審議の上、御同意くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑は総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

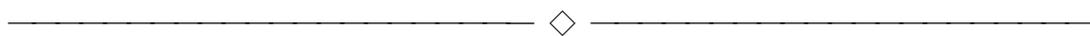
ただいま議題となっております議案第41号は、第一常任委員会に付託したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第41号、川根本町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定については、第一常任委員会に付託することに決定しました。



◎日程第10 議案第42号 川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例について

○議長（中田隆幸君） 日程第10、議案第42号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第42号です。提案理由の説明をさせていただきます。川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてでございます。

今回は、平成20年人事院勧告の中で勤務時間の改定に基づき、関連条例を改正するものがあります。平成20年の人事院勧告では、民間企業の所定労働時間の状況を踏まえ、勤務時間を1日8時間、1週40時間から1日7時間45分、1週38時間45分に改定することが適当であ

るとの勧告でありました。

多くの自治体が平成21年度から改定する中、本町では町内の状況を考慮し、現在まで改定を見送ってきたところですが、平成25年度において改定していない自治体は、静岡県内では本町のみとなり、全国でも29団体となっております。

勧告から5年が経過し、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように適当な考慮が払われなければならないとの「地方公務員法第24条第5項の均衡の原則」を踏まえ、今回改正するものであります。

なお、この改正により、「川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例」「川根本町職員の休業等に関する条例」「川根本町職員の給与に関する条例」3条例の関連する箇所を改正するものであります。いずれも勤務時間を1日8時間、1週40時間から、1日7時間45分、1週38時間45分に改正をするものであります。

以上、よろしく御審議いただき、御同意くださいますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告したとおりですけれども、全協でも伺ったんですけれども、町内の事業所の勤務状況、時間など、わかったら教えてください。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） それでは、ただいまの鈴木議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、職員の労働時間に関することですが、労働基準法の第32条において、まず使用者は労働者に休憩時間を除き、1週間について40時間を超えて労働させてはならないとあります。それから、第2項のところで、使用者は、1週間の各日については、労働者に休憩時間を除き1日について8時間を超えて労働させてはならないという決まりがあります。これに基づいて各事業者は、1日あるいは1週間の勤務時間を定めているということになります。それを踏まえて、各町内の主な事業所さんのほうに御確認をさせていただきましたところ、まず8時間勤務をしているところが、川根本町社会福祉協議会、島田信用金庫中川根支店、ケーブルテクニカ株式会社、川根インダストリー株式会社さんであります。

それから、7時間45分という勤務時間を採用しているところが、大井川農協さんであります。それから、7時間40分という時間を採用しているところが、中部電力の大井川電力センターさんでございました。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） ありがとうございます。

国は、この改定をしたときに、人事院は、全国の企業の勤務時間の平均値を調べて7時間

45分だということで、こういう改定勧告を国家公務員に出したということですが、こういうことで多くの自治体がそれに合わせて、国の勧告に合わせて改定をしたと、先ほど提案理由の説明がありましたけれども、まだ変えていないのが静岡県では当町だけだということで、これは本当にやらなければいけないことだと思うんですけれども、こういう働く人の待遇改善というのは、やっぱり行政がやることによって、その地域の企業、職場にそういう効果が波及していく、改善されていくということが一番大きな効果だろうと思うんです。

先ほどの勤務時間の御報告をいただいたんですけれども、やはり役場で7時間45分とすると、多くの町内の事業所はまだ8時間というところが多いわけですが、こういうことに対して、やはりどういうふうに労働条件を改善していくお願いというのか、指導というのか、そういうことをされる考えがあるかどうかお聞きします。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） 先ほど、労働基準法を申し上げましたけれども、これに基づいて各事業者さんがそれぞれの御判断で勤務時間を決められているという現状がありますので、町がこうしたからお宅もそうしなさいというのは、やっぱり乱暴なことだと思いますので、そこら辺につきましては、各事業者さんがいろいろお考えのある中で御判断いただくというのがやっぱり筋ではないかと、私は考えております。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 労基法では8時間がもう原則ということで、それを超えていなければいいということになっているんですけれども、やっぱり公務員がなぜ、じゃ7時間45分にするのか、行政の。やっぱり健康とか家庭生活を守る、家族との時間とか、そういうことがあって国がやったことを必ずしも地方自治体がやらなければいけないことではないけれども、でも、それは国に合わせましょう、いいほうに合わせましょうということで働く職員の待遇を改善していくということで、私はこれは大切なことだと思うんですよ。だったら、やっぱりこういうことを行政もやりましたよという告知をするか、お知らせをするか、何かのアクションを起こすべきではないかと思うんです。そのことが、やはり町内の業者さんたちにも、確かに勤務時間を短くすることは業者の人たちにとっては、経営者にとってはリスクがあることだと思うんですけれども、そういうことで行政と同じように働く人たちの健康とか家族との時間とか、そういうものが守られていくということを期待するということでは、やっぱり行政は変な言い方ですが、隠れてやるというのではなくて、こういうことをやったからやりました、やったからやってくださいとまでは言えなくても、やりましたよというお知らせをすることによって、じゃ、私たちの職場もというふうな波及効果が生まれるんじゃないかなと思うんですけれども、そういうお知らせというんですか、何かでやるんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今のお話ですが、今基準的には公務員の中でも差があるということで、

並びにしたいということで、県内で1町だけでは大変横並びにならないということが1つあります。それから、今の指摘ですが、これはやはり先ほど総務課長が言ったように、それぞれの企業の特性もあるというような中、内容によってもいろいろ違うということもございますので、それはそれぞれの事業者の皆さんの判断にゆだねるしかないというふうに思います。その中で、広報としては、議会だよりを当然ながら多分出すでしょうけれども、そのことを踏まえてそれぞれの事業者の皆さんに判断をしていただくということで、こちらが積極的にこのようなことにしろというような命令的な対応はする予定はございません。

議会だよりでうまく書いていただければ、それが一番効果があるのではないかというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） 今、広報というお話がありましたけれども、川根本町役場のこの勤務時間については、当然町民の皆さんにこういう時間になりますよというのはお知らせする義務がありますので、間接的という形にはなるでしょうけれども、町が7時間45分になりますというお知らせは十分にさせていただいて、町民には周知をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第42号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願ひます。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第42号、川根本町職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。



◎日程第 1 1 議案第 4 3 号 財産の取得について

○議長（中田隆幸君） 日程第11、議案第43号、財産の取得についてを議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第43号です。財産の取得についての提案理由の説明をさせていただきます。

本案は、平成26年度緊急地震・津波対策基金事業消防ポンプ自動車購入に係る財産取得についての議決を求めるものであります。

本事業につきましては、去る8月27日に10社をもって指名競争入札を実施いたしました。その結果、株式会社カーサービスマツモトが落札し、契約金額1,770万円で物品売買契約を締結しようとするものであります。納期につきましては、議決の日の翌日から平成27年3月20日を予定しております。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願い申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。1番、菌田靖邦君。

○1番（菌田靖邦君） 私の記憶がちょっと飛んでしまったものですから。この入札をして、これは何分団に予定購入されますか。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） ただいまの御質問ですけれども、第7分団2部下長尾のポンプ車更新であります。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。

ほかに質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告通り予算額、それから入札予定価格、それと各業者の入札額をお答えいただきたいと思えます。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） ただいまの御質問でありますけれども、ポンプ車の自動車購入につきましてはの予定価格は1,855万4,000円であります。そして、各事業者さんごとの入札価格でありますけれども、読み上げてまいります。敬称は略させていただきます。西村自動車修理工場、1,810万円。柳原モータース商会、1,878万円。有限会社地名モータース、1,795万円。川根自動車株式会社、1,800万円。有限会社榊原自動車整備工場、1,780万円。有限会社河畑自動車、1,789万円。勝下自動車整備工場、1,778万円。有限会社森下自動車、1,779万円。株式会社カーケア中原、1,788万円。株式会社カーサービスマツモト、1,770万円。

以上でございます。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 予算額もお聞きしたんですけれども、当初予算で備品購入費

2,084万3,000円ということで上がっていました。それで、それには予算のときの説明では、ポンプ車と中継用のトランシーバーで2,084万3,000円という当初予算でしたので、その入札予定価格と予算額は違うんじゃないかなと思うんです。予算額は幾らだったんでしょうか。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） 申しわけありません。正確な数字を今持ち合わせていません。またすぐに調べてお渡しします。1,900だったと思いますけれども、だったと思うではいけませんので、調べてすぐにお答えしたいと思います。

（「通告していたんですけれども」の声あり）

○総務課長（前田修児君） すみません。予定価格とちょっと勘違いしました。申しわけありません。

○議長（中田隆幸君） 鈴木さん、いいですか。

ほかに再質疑はありますか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第43号、財産の取得についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第43号、財産の取得については原案のとおり可決されました。



◎日程第12 議案第44号 平成26年度川根本町一般会計補正予算
（第4号）

○議長（中田隆幸君） 日程第12、議案第44号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第44号です。提案理由の説明をさせていただきます。

川根本町一般会計補正予算第4号についてです。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,153万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億2,316万円といたしたいものでございます。

第2表では、債務負担行為について新たに事業を追加したいものであります。

今回の補正は、健康増進施設の耐震補強工事に伴う実施設計業務委託料の増額、高度情報基盤整備事業の実施に係る臨時職員賃金等の追加、高齢者肺炎球菌ワクチン接種委託料の増額、坂京飲料水供給施設井戸揚水管洗浄業務委託料の追加、茶共済加入促進のための補助金の追加、林道工事等の測量設計業務委託料の増額及び林道工事請負費の増額、町道工事に係る工事請負費の増額などが主なものでございます。

事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書の一般11ページからごらんください。

第2款総務費、第1項総務管理費は200万1,000円の増額です。これは一般管理費としての産業文化祭のゆるきゃら「オチャッピー」の商標登録のための委託料の追加、自治会振興費としての、全国自治会連合会静岡県大会参加負担金の追加、山村開発センター等運営費として、耐震補強工事等の実施設計業務委託料の追加をお願いするものであります。

11ページ、12ページをごらんください。

第2項企画費は778万4,000円の増額です。これは情報政策費として、高度情報基盤整備事業の実施に係る臨時職員賃金、通勤手当、社会保険料、使用車両のリース料の追加、ICT利活用検討委員会委員報償費の追加、告知端末機設置同意書の配布、回収等の通信運搬費の追加、共通番号制度に対応するための町内統合宛名システム構築業務委託料の追加、同制度対応のための地方公共団体情報システム機構負担金の追加をお願いするものであります。

第3項徴税费は190万円の増額です。これは、共通番号制度に対応するための税務システム改修業務委託料の追加をお願いするものであります。

13ページをごらんください。

第4項戸籍住民基本台帳費は330万円の増額です。これは共通番号制度に対応するための住民基本台帳システム改修業務委託料の追加でございます。

第7項監査委員費は9,000円の増額です。これは監査委員研修会参加のための資料代の追加をお願いするものであります。

第3款民生費、第1項社会福祉費は434万5,000円の増額です。これは介護保険費として、「小規模多機能介護ホームまつおか本川根」の設備にスプリンクラーを設置するための補助金の追加及び国・県支出金等返還金の増額をお願いするものであります。

14ページ、15ページをごらんください。

第4款衛生費、第1項保健衛生費は694万1,000円の増額です。これは母子保健費として、未熟児養育医療費に係る国庫補助金及び県支出金の返還金の増額と、予防費として、高齢者

肺炎球菌ワクチン接種及び水痘ワクチン接種が定期接種となったことに伴う接種委託料の追加と、これに伴う扶助費の減額と、地域医療推進費としての本川根歯科医院患者用トイレ改修工事請負費の追加と、環境衛生費として本川根斎場着火バーナー故障に伴う修繕料の追加と、飲料水供給施設費として坂京飲料水供給施設取水設備測量設計業務委託料の増額及び坂京飲料水供給施設井戸揚水管洗浄業務委託料の追加をお願いするものであります。

15ページをごらんください。

第2項清掃費は16万5,000円の増額です。これはし尿処理費として、し尿処理施設検討委員会委員報償費の追加をお願いするものであります。

15ページ、16ページをごらんください。

第6款農林水産業費、第1項農業費は889万6,000円の増額です。これは茶業推進対策費として、結婚記念品としての報償費の増額及び茶共済加入促進のための補助金の追加と、農地費として農道維持管理のための小規模修繕委託料の増額と、農業農村整備事業費として県営中山間地域整備事業費負担金の追加及び制度改正に伴う農地・水・環境保全向上対策事業負担金の増額をお願いするものであります。

16ページをごらんください。

第2項林業費は1,747万1,000円の増額です。これは、林業振興費として昭和54年度に建築した、山村高齢者林産物処理加工施設の老朽化に伴う解体工事請負費の追加と、林道費として林業専用道塩野線改良工事の測量設計業務委託料の増額、林道塚ノ山線開設工事の詳細測量設計業務委託料の増額及び林道河内川線維持工事の工法変更に伴う測量設計業務委託料の追加と、林道塚ノ山線開設工事に伴う水道管移設工事請負費の増額、施業道ヒラト線開設工事請負費の増額及び林道河内川線維持工事の工法変更に伴う工事請負費の減額をお願いするものであります。

17ページをごらんください。

第8款土木費、第2項道路橋梁費は1,652万2,000円の増額です。これは、道路維持費として徳山・青部間の防犯灯電気料及び同区間の防犯灯設置工事請負費の追加と、道路新設改良費として町道坂京線改良工事に伴う道路概略設計業務委託料の増額、町道田野口線改良工事に伴う用地調査再積算業務委託料の追加及び同工事に伴う街路灯設置詳細設計業務委託料の追加、町道野志本下村線改良工事請負費の増額及び町道高郷田野口線舗装工事請負費の増額、町道野志本下村線改良工事に伴う土地購入費及び同工事に伴う電柱、茶樹補償費の追加をお願いするものであります。

17ページ、18ページをごらんください。

第3項河川費は813万4,000円の増額です。これは、準用河川沢奥沢川改修工事2工区に伴う土地借り上げ料の追加、同工事請負費の追加及び茶樹等の補償費の追加、青部地区排水施設工事請負費の増額をお願いするものであります。

18ページ、19ページをごらんください。

第9款消防費、第1項消防費は259万2,000円の増額です。これは、消防施設費として第5分団1部元藤川地内の消防詰所移転に向けての用地茶樹抜根処分委託料の追加、第7分団1部ポンプ小屋の屋根修繕工事請負費の追加及び久野脇地区耐震性貯水槽新設に伴う電柱移転補償費の追加、災害対策費として、南部地区の防災行政無線の免許申請手数料に係る印紙代の追加と、同施設開局に伴う電波利用料の追加をお願いするものであります。

19ページをごらんください。

第10款教育費、第2項小学校費は57万3,000円の増額です。これは、中川根第一小学校1階生活科室床改修工事請負費の増額です。

第3項中学校費は90万6,000円の増額です。これは、本川根中学校のPCB廃棄物処理運搬費及び処分費の追加をお願いするものであります。

続きまして、歳入について説明いたします。

事項別明細の一般7ページをごらんください。

第9款地方交付税、第1項地方交付税は9,298万6,000円の増額です。これは、本年7月に普通交付税が決定し、本町分は23億9,298万6,000円の交付となりますので、当初予算額との差額分の増額を今回全額計上するものであります。

第13款国庫支出金、第2項国庫補助金は1,122万9,000円の増額です。これは、土木費国庫交付金として町道野志本下村線改良工事に伴う道路整備交付金の追加と、総務費国庫補助金として番号制度導入に係る関係システム整備に伴う社会保障・税番号制度システム整備費補助金の追加をお願いするものであります。

第14款県支出金、第1項県負担金は6万6,000円の増額です。これは、養育医療に係る母子保健衛生費等県負担金の追加でございます。

8ページをごらんください。

第2項県補助金は402万6,000円の増額です。これは、民生費県補助金として「小規模多機能介護ホームまつおか本川根」の施設へのスプリンクラー設置に係る介護基盤緊急整備等特別対策事業補助金の追加と、農林水産業費県補助金として制度改正に伴う農地・水・環境保全向上対策事業推進交付金の増額をお願いするものであります。

第17款繰入金、第2項基金繰入金は3,364万1,000円の減額です。これは、今回の補正において一般財源の調整による財政調整基金繰入金の減額と、健康増進施設耐震補強計画策定に伴う緊急地震対策事業基金繰入金の減額をお願いするものであります。

9ページをごらんください。

第19款諸収入、第5項雑入は687万3,000円の増額です。これは、平成17年4月に解散した旧島田・榛原地区広域市町村圏組合における財産処分が完了したことに伴う清算金の追加をお願いするものであります。

第2表債務負担行為補正につきましては、一般4ページをごらんください。

健康増進施設の耐震補強計画及び耐震補強工事実施設計・監理業務委託料の追加をお願い

するものでございます。

よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告に従いまして質問をいたします。本来だったら、ただいま町長が提案理由の説明されたぐらいの書いたものを全協で配付していただければ、本当にわかりやすいなど。なかなか言っているのを、読み上げているのを書き取るということはなかなか難しいことですので、ぜひ今後検討していただきたいということを最初をお願いを申し上げまして、質疑に入ります。

まず、歳出のほうからですけれども、11ページの2款1項1目一般管理費の13節委託料で、細節9商標登録出願手続委託料82万9,000円について「オチャッピー」の所有権は全協で町にあるという答弁をいただきましたけれども、申請は誰の名前で行うのかお聞きいたします。

それから、2番目です。12ページ2款2項5目情報政策費の7節賃金、臨時雇賃金363万7,000円について9月5日から3月31日までの120日間を3人分の賃金だという説明がありましたけれども、この3人の人たちの120日間の業務内容、それから勤務状態、月に何日あるいは週に何日、1日何時間、あるいは時給が幾らなのか、そういうことについて説明を求めます。

それから、9月5日からということは、あしたからということですね。もう雇用者を決めているということなのではないでしょうか。公募をしたということもちょっと気がつきませんでしたけれども、どのように決めたのか説明を求めます。

それから、工期が3月2日で4月1日から供用開始という説明が以前ありましたけれども、この臨時雇いの賃金が3月31日までというのも、ちょっとおかしいのではないかなと思います。全協で、こういうテンポで本当に大丈夫かという心配を、太田議員が発言をされました。3月31日までなどというのではなくて、ここを集中的に早く承諾を得なければ、整備事業に取りかかれないのではないかと質問をされましたけれども、それに対して、職員の異動も考えているとの答えがありました。また、職員の協力も得て承諾書の取り付けを早めるなどという説明もあったように記憶していますが、どのようにこの承諾書の取りまとめを早めていく考えかお聞きいたします。

それから、この件で全世帯に無料で設置するという受信端末機に対して、強制加入なのかとか、断ることはできないのか、お金を取られるのか、年寄りが使うことができるのかなどなど、私のところにも電話や出会った人から不安の声がたくさん寄せられています。地区の説明会が既におとといで8回開かれているわけですがけれども、私、今回は1回も行っていませんけれども、出席状況や住民参加者からの質問内容などを教えていただきたいと思います。

それから、この件での最後ですけれども、説明会に出席する説明員が課長、東海ブロード

バンド社の社員1名のほか職員が4人とのことでしたけれども、今回承諾書の取りまとめもあわせてこういう時間外の職員勤務ということでは、時間外手当も必要になるのではないかなと思うんですけれども、計上されていませんけれども、正規の勤務時間内で昼間だけ職員にやっていただくというふうに考えているのかどうかお聞きいたします。

次が3点目ですけれども、同じ目の中の13節の委託料で、細節10町内統合宛名システム構築業務委託料150万円を初め、次の税務総務費や戸籍住民基本台帳費でも番号制度に係るシステム改修費として各190万円、330万円が出ていますけれども、全ての国民に対する個人情報一元化については個人情報の漏えいなど危機感が強く、多額の費用をかける割には行政も住民も利便性や効果が期待できないという意見もあり、多くの識者や国民の人たちが反対や不安の声を上げているものです。全国的に、国民の理解も了解も得られている状況だとは思えませんし、当町でも町民の多くは知らないのではないかと思います。町民や行政にとっての考えられる具体的なメリット、デメリットについて、また危険についてどのように防ぐ考えなのかお聞きいたします。危険というのは、情報漏えいとか成り済ましなどの事件もありますのでお願いいたします。

それから、4点目ですけれども、14ページの4款1項3目予防費13節委託料の細節9高齢者用肺炎球菌ワクチン接種委託料142万5,000円について、当初予算で38万円の計上でしたが、そのときの説明で、5年を経過したら次をやってもいいということで、毎年では副反応が強いということでこういう少ない予算が計上されたという説明だったような記憶があります。今回、増額がかなり大きいわけですけれども、その理由と積算根拠を求めます。

それから、次の14ページ、6目環境衛生の修繕費については、先ほど町長の説明で、本館で最長の着火バーナーの修理だということわかりました。私、全協での説明を多分聞き落したんだと思います。これは取り下げます。

次の、同ページの8目飲料水供給施設13節委託料、細節8施工管理業務委託料83万円についてですけれども、これは次の細節9坂京飲料水供給施設井戸揚水管洗浄業務委託料310万円の施工管理委託料なのかどうかを確認します。そして、この揚水管の洗浄委託は、揚水管の直径ですか、どれくらい何センチあって長さが何メートルのものを洗浄する委託料なのかお聞きいたします。

それから、7番目ですけれども、15ページ4款2項2目し尿処理費、8節報償費の検討委員会委員報償費16万5,000円についてですけれども、7月18日の全協で配付された検討委員会設置要綱の第2条所掌事務には、平成30年度以降のし尿処理の方法などについて検討または審議するものとする書かれていましたけれども、それにもかかわらず、第4条で、委員の任期は平成26年8月1日から12月31日までと、今年度内が任期という余りにも短い任期になっています。これは、この要綱の中で非常に矛盾する記述ではないかなと思うんですけれども、理由は何でしょうか。全協での説明では、委員会を非公開で進めるという説明もありました。私は、決まったことだけを議会や町民に知らせるのは、やはり住民が主役の行政とし

ては最も避けるべきことではないかと考えています。交渉事という言葉が何度も飛び交いましたけれども、交渉事だからこそ、私は、住民を味方にしてやっていかなければいけないし、隠さなければならないことというのは、このことにおいては全然ないと思うんです。むしろ、こちらの立場を伝えてしっかりと理解し、当初の建築したときの目的に合わせて協力をお願いする、そういうことをやはり町を挙げてやっていかなければいけないんじゃないかと思うんですけれども、その点についてお考えをお聞きいたします。

8点目、15ページの6款1項5目茶業推進対策費の19節負担金補助及び交付金の茶共済加入補助金408万円についてですけれども、1点目は茶農家の凍霜害支援策として、個人または農業生産法人などが加入時に支払った掛金の2分の1を補助するものという説明がありましたけれども、この全協での説明では、このとき、以前の全協ですけれども、340ha掛ける3,000円で約1,000万円の半分で500万円を補填するという説明がありました。今回、予算計上で100万円減った理由と、補正予算に計上した額の積算根拠を求めます。

それから、2点目ですけれども、茶農家の方々は、このところ、もう何年も放射能風評被害の前からも凍霜害が続いて減収、減収で苦しめられています。後継者が得られない状況も続いており、耕作放棄地も増え続けています。行政の待ったなしの対応が重要なときなのに、去年は凍霜害農家支援として肥料代や農薬代、支援補助で1,360万円の補正予算が組まれました。ところが、今年はこの3分の1以下の400万円の補助しか上がってきていません。このほかに利子補給がわずかな額ですけれども毎年ありますけれども、金額の問題ではないとは言えども、やはり効果ある補助であるかが重要なのは言うまでもないんですけれども、せめて前年同様の補助支援、効果ある補助支援が行われると思っていたんですけれども、今年度肥料、農薬代への補助がなくなったことについては、やはり農家の方から、そういうものがあれば助かったよというふうな声も聞きますので、やめた理由は何かをお聞きいたします。

すみません、もう1点。通告していませんけれども、思いついた歳入のほうで、交付税の2億円減額の理由について全協で説明があったんですけれども、ちょっと書き取れませんでしたので、もう一度説明をお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） それでは、順番に答弁をお願いします。総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） まず、先ほどのポンプ車の予算の件ですけれども、予算額は1,900万円でした。大変失礼しました。よろしく申し上げます。

最初に、総務課関連ですけれども、「オチャッピー」の所有権は町にあるということで、申請は誰の名前でやるかということでもありますけれども、この「オチャッピー」ですが、当初産業文化祭のイメージキャラクターとして誕生した、町のいわゆる、ゆるキャラということでもありますけれども、近年町民の方からいろんな「オチャッピー」のものを使いたいというニーズが増えていることなどから、今後町としてのイメージアップのために多くの方に使っていただきたいという思いから、今回、商標登録の申請を行うものであります。商標登録を行うことで、このキャラクターを大いに活用していただきまして、町をPRしていただき

たいというふうに今後考えておりますので、申請はあくまで町長名で行いたいと考えております。具体的には、もしこの補正予算が可決していただいた後に、速やかに申請をしていきたいと考えております。

それから、総務課関連でございますのでもう1点、ほかの課にも関連しますけれども、マイナンバー制に係るシステム構築のことについてお話をさせていただきたいと思っております。

まず、マイナンバー制度というものは、国民一人一人の方に12桁の番号を割り当てをいたしまして、氏名や住所、生年月日、所得、税金、年金などの個人情報というものをその番号で一元管理をするという、いわゆる共通番号制度のことです。これは、国が全国一斉に2015年度を目標に実施するということでありまして、そういうことで決定された事業でありますので、今の時点でシステム改修を行っていないと、この時期に間に合わないということで今回補正をお願いするものであります。ちなみに、全て経費につきましては国が負担するというものであります。

それから、マイナンバー制度のメリットでございますけれども、これにつきましては納税とか年金、医療などに関する手続が簡素化をされまして、行政サービスの向上が期待をされております。例えば児童手当等の申請につきまして、現在は所得証明とか健康保険証のコピーをそろえて町の担当部署に申請するということが多いんですけれども、この制度が導入されますと窓口でこの個人番号カードを提示することで、書類の記入の町民の方々の負担が軽減されるということになります。これは、役所が所得などの必要な情報をこの個人番号を使って、ほかの機関とか部署との連携で照会ができるということになるものであります。

具体的にいろいろメリットがあるんですけれども、4点ほど申し上げますと、確定申告のときに控除証明書の添付が不要になってくる。それから、いわゆる年金記録問題がありましたけれども、そういう年金記録問題については、年金記録がほかの記録と紐づけされるものですから、こういう年金記録問題などが発生しなくなる。それから、生活保護の不正受給が非常に大きな社会問題となっておりますけれども、こういう生活保護の不正受給につきましても、生活保護の申請にマイナンバー制度が使われるということになりますと、この登録が必須になるということで不正受給がしにくくなる。それから、所得の過少申告が難しくなるため、個人事業主などのやっつけはいけませんけれども、脱税などを未然に防ぐことができるというふうなメリットがございます。

それから、デメリットでありますけれども、議員御指摘のとおり、情報漏えいというのが非常に大きな問題になると思っております。これにつきましては、国のほうでは個人情報を一元的に管理しなくて分散管理をするということにしております。これは、国が一括管理ということではなくて、各自治体とかいろんな組合とか団体それぞれに、情報を個別にまず管理をしていただくということにするということでありまして、ただし、データのバックアップとして、情報をプラットフォームと呼ばれる東西2カ所で管理するということは進めているようでありまして。

さらに、実際の運用面について個人番号を直接用いず、符合を用いた、ABCとかそういう番号ではなくて符合を用いた情報連携を実施するというほか、情報にアクセスできる人間の制限とか管理を実施するということを、国は申し述べています。それから、罰則関係もいわゆるマイナンバー法、番号法というものでは、不正に情報を漏えいするなどの行為に対しましては、4年以下の懲役または200万円以下の罰金といった罰則が設けられております。

それから、町民の方々への周知でございますけれども、順調に制度が進めば、2015年の秋には各家庭にこうしたナンバーカードが配られて制度が導入されてくるという予定でありますけれども、町民の皆さんに対する広報につきましては、まず国については、本年10月ごろから問い合わせコールセンターの開設が予定されているほか、総務省のホームページ等で広報が予定をされております。本町におきましても、こうした国の情報あるいは制度の内容がはっきりした時点で広報誌、チラシ等で町民の皆様にご周知させていただくことを考えております。

それから、最後に歳入の交付税の減額理由について今通告なしの御質問があったんですけども、私どもでちょっとまとめておりませんので、これも後でまとめてお答えをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） それでは、企画の臨時の賃金等の御質問に対してお答えをいたします。まず、業務内容ですけれども電柱に光ケーブルを添架するための地番、地権者の確認、それと添架を承諾していただくための協力依頼等の業務、中継局の新設のための地番、地権者の確認、使用の承諾、伐採等への協力の依頼業務、サービス利用者台帳の作成業務、告知端末機設置同意書兼工事承諾書の回収業務、端末機取り扱い説明会での補助業務などを想定しております。それと、勤務状態、勤務条件ということですが、週40時間以内での勤務を想定しております。

また、時給につきましては、予算措置においては町のほうの基準の中から、単価1,215円を積算基準として予算措置をさせていただきました。実際には雇用契約をする時点で決定することとなります。それと、雇用者が決まっているかということですが、現時点ですからの雇用をする者はありません。退職した職員の方の協力を依頼したいと考えております。

それと、工期のことですけれども、工期が3月20日ということで雇用期間が3月31日はおかしいのではないかとということですが、予算としては年度内の事業としての予算措置で3月31日までの日数を積算をさせていただきます。それと、先に4番目の職員の説明会、職員の異動等ですが、先に承諾書の取りつけを早めるなどの説明の現在の進捗状況ですが、まず職員対象の事業内容の説明会を8月28日に実施をいたしました。その説明会では、9月上旬から10月中旬にかけて各世帯を全職員がパンフレットを配布しながら説明し、告知端末の各世帯への設置への御理解を得るよう努めていく予定となっております。

それと、全世帯に設置する端末機に対してのいろいろな町民の方の不安の声ということですけれども、8月18日の洗富小幡地区から9月2日瀬平地区までの8回で、延べ211人の参加を得ております。質問内容は、大きく言いまして告知端末川根本の利用方法、設置の仕方や料金の御質問、インターネットの速度、使用方法、また料金等の御質問、また高齢者にかかる説明方法の要望等がございました。

あと、最後の説明会に出席する説明員のその時間外手当という御指摘でしたけれども、時間外手当の予算は年間予算として現予算で手当てしてありますので、この事業のための時間外手当としての予算、そういう組み立てはしておりません。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 生活健康課長、伊藤千佳子君。

○生活健康課長（伊藤千佳子君） まず、御質問いただきました4款予防費委託料の高齢者用肺炎球菌ワクチン接種委託料、増額補正理由と積算根拠についてお答えいたします。

まず、この高齢者用肺炎球菌ワクチン接種は、国の予防接種法によって今年の平成26年10月1日から定期接種に位置づきます。その関係で、今年度の対象と定められた763人の方に対する委託料になります。ただし、763人の対象のうち、もう既に平成22年度から当町単独でスタートさせておりました任意接種によって104人の方が接種済みでありますので、差し引いた659人の中の接種率を40%で見込んで、263人の方に対する委託料を算出しております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） 8目飲料水供給施設費の関係で説明させていただきます。

8細節施工管理業務委託料と9細節坂京飲料水供給施設井戸揚水管洗浄業務委託、これは別の事業となります。8細節の施工管理業務委託料につきましては、同じ坂京飲料水供給施設になりますけれども、新たな水源確保のための坂京飲料水供給施設取水設備測量設計業務、この業務において、電気設備の追加設計が必要となりましたので、増額の補正をお願いするものです。9細節の坂京飲料水供給施設井戸揚水管洗浄業務、これにつきましては、既存の井戸の洗浄業務を新たをお願いするものです。揚水管の口径につきましては直径25インチ、メートル法にしますと63.5センチ、長さは24メートルとなります。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 15ページの6・1・5茶業対策費、19節の負担金補助及び交付金の茶共済加入補助でございますが、全協で説明させていただきました金額に目標の加入率を8割と見込みまして、積算をさせていただきました。茶園の面積が340ha、反歩当たりの掛金が3,000円ということで全体の掛金が1,020万円になりまして、その半分が補助ということで510万円、これに目標の加入率80%を掛けまして、今回の補正額408万円という積算でございます。

2つ目の質問ですが、平成22年度と25年度に全町的に茶の凍霜害が認められまして、大井川農協と協調して肥料や農薬に係る経費の補助を行った経緯があります。本年度におきましても、4月の低温、5月の降雹により強い被害を受けた地区がありましたが、一部の地域、一部のエリアということであったため、昨年度のような支援を見送りました。今年は近年の気象状況を踏まえまして、農業事業者への支援ということで茶の共済への推進とすることにいたしました。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 今、それぞれ担当課長から説明をさせていただきましたけれども、特に異動の関係を言及されましたので、お答えさせていただきたいと思います。

中途異動というのは非常に難しく、1人を動かしますと三、四人の職員に影響があるというぐらい大変な判断をしなければいけないということがありますけれども、今回はそれぞれの皆さんからの御提案もありまして、なるべく早い時期に対応するというので今検討し、間もなくそれぞれの異動を命じたいというふうに思っております。

それから、今お茶の関係でありましたけれども、基本的にはいつきの対応をするよりは、将来に所得補償という形で対応ができたほうが安定するのではないかとということで、初めての試みではございますけれども、2分の1という補助をして所得補償を完璧なものにしていく一助になればいいというふうに思って、JA共済等々との話の中で推進をしていく、それが安定する所得補償になるのではないかという思いから、そのような対応をさせていただきました。

それから、し尿の関係の処理の関係ですが、これは私が就任する以前から島田市が増設改修の予定があったようです。それが私どもには引継ぎがなかったんですが、早急な話がありまして、すぐに返事をしろというようなお話がありました。しかしながら、このし尿につきましてはこれまでの経緯も大変微妙なところもございましたし、これからどのような方法で対応するのがいいかというのは、5つぐらいの判断材料があると思っています。こうすれば完璧だということがないものですから、その中では当然ながら負担の関係等々が出てきますし、また今ある施設をどうするか。具体的に言いますと、今川根本町でやっております、し尿の関係、今は島田市と共同ですが、これを単独でやるか共同でやるか、またはこれをなしにして全てをお願いするか等々、私は5種類ぐらいあると思っておりますけれども、その判断をしなければいけないということで、それが早い時期でないと、島田市のほうの総合計画に入らないというようなこともあるものですから、やはり焦っています。その中で、私は今、鈴木議員が申し上げたとおり、多くの町民、また特に地元には迷惑施設ということで過去の経緯は大変厳しいものがあったということも、私自身も経験をしておるものですから、それも踏まえながら対処する必要があるということで、これは金額ばかりではなくて、今後どうしたらいいか、また世の中が変わりまして、多分の話で申しわけないんですが、いろいろし

尿の関係につきましては対応を多く考えておかなければいけないだろうという思いから、やはりこちらの腹を見せるよりは、なるべく慎重に研究しながら対応し結論する。当然ながら議会の皆さんには御相談を申し上げて最終的な判断をしたい。それは早急な話だったんですが、少し延ばしてもらって今年いっぱいには対応をしたいということを私は申し上げたということでございますので、いろんな選択肢があるものですから、少し慎重に、委員の皆さんには今年いっぱいということなものですから、大変委員会等も開催が増えると思います。そのようなことで集約していきたいというように思っておりますので、この件につきましては、そのような理解をいただければありがたいというように思います。

すみません、訂正させていただきます。JA共済と申し上げましたけれども、中部農業共済の間違いで、大変申しわけない。以前はJA共済で通ったものですから、私の過去のあれで申し訳ありません。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） 先ほどは失礼しました。普通交付税の2億少しの減額についての理由ということでもありますけれども、これは普通交付税についてはいろんな算定基準があるというのは皆さん御存じのことだと思っておりますけれども、その中で特に大きなものが2つありまして、1つは地域経済雇用対策費、これが算定基準が変わりまして、これが昨年と比較しまして約1億6,000万ここで減っております。それからもう1個、総務費の地域振興費の中のやはりこの算定基準が人口の部分で変わりまして、ここが約5,500万円ほど減っております。この2つを合わせて約2億1,000万ほど減るわけですがけれども、ここが今回2億3,000万ほどの減額となった最大の理由となります。

全国的に見ても、この地域経済雇用対策費というのが全国の平均で前年度比約27.5%減っているというふうな状況で、全国的にこの算定基準が変わって減ったということになっております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 鈴木です。

最初の「オチャッピー」の申請を町長の名前で行うということで、以前「茶茗館」で鹿ん舞の茶袋をつくったときに、商標登録申請するとき、団体の名前では申請ができないからということで組合長個人の名前で申請しました。組合長個人の名前で申請したところ、そのときには、組合長が代々変わっても引き継ぐんだよという説明だったんですけども、結局解散をして、組合長も組合もなくなった以降は、個人のものになってしまっています、今、その権利が。それで、個人が個人的に袋を販売して、ほかの人が使えないというふうになるんです。まさか、町長がそういうことをされるとは思いませんが、やはりそのところは、ここでそういうことはないと言明をしていただかないと、前例がありますので、まだまだ私の記憶にはありますので、ぜ

ひよろしくお願ひいたします。

それから、情報基盤の臨時雇い賃金の件についてですけれども、8月28日に職員を対象に説明会を行って、9月上旬から10月中旬にかけて全世帯へ職員がパンフなどを持って説明して回る、そして説明だけなんですか、それは。それは、昼間勤務時間内にやるんでしょうか。その点をお聞ひいたします。

それから、時間外手当は年間の予算で組んであるので、この事業としては特別計上しないという答弁がありましたけれども、結構時間外が増えるんじゃないでしょうかね。こうやって職員の人たちに全世帯を回ってもらう、勤務内にできることなのかどうかも私はちょっとわかりませんが、時間外にもしするとすれば、それは当然サービス残業は許されないわけだから、法的に認められていませんので、きちんと払わなければいけないことだと思います。そういう点でも協力、理解が得られたということで、ただ働きさせるというのは私は絶対許されないことだと思いますので、その点についてお聞ひいたします。

それから、し尿処理の検討委員会については町長の答弁で本当によくわかりました。いろいろな方法というか、これから選んでいく選択肢があると思いますので、そういうことについても、やはり悔いが残らないように、町民の人たちの知恵もおかりするときはおかりする、そしてきちんと交渉、交渉という、きつい感じで本当に島田市にも理解していただくということが大事なのではないかと思いますので、これは秘密会という言葉はちょっときつくて、全協のとき、どきんとしたんですけれども、町長の説明では、何でもかんでも秘密にするんじゃないよということで、必要なことについてはちょっと待たが掛かるということは理解できますので、その点は了解いたします。

それから、お茶農家への補助が、今回茶共済の補助金2分の1が、掛金の2分の1が計上されて、これは本当に今までなかったことで、よかったと思います。大いに評価できることで。8割しか見なかったというのは何なんだろうなと思いますけれども、ちょっと消極的ではないかと思うんですけれども、むしろそれと、茶共済自体の性格からして、もう本当になかなかその凍霜害などを受けたときの補償が、その前の3年ですか、5年間ですか、あの、平均ということで、ここずっと生産量が、販売量が減っている状況の中では、そこが基準になるとすれば、農家の方々にはちょっと魅力が落ちるものなのかもしれないなと。そういう声を聞いた上での8割なのかなというふうなことも考えましたけれども。私はやっぱり大変な状況、この町が存続というとおかしいかもしれませんが、存続はちゃんとある限りはして、人が住んでいる限りはしていくわけですが、でもお茶をやる人たちがどんどん減って耕作放棄地が増えていけば、全てに影響が及んでくると思うんです。観光だって景観の問題では、お茶のきれいに刈り取った茶畑の景観というのはすばらしいもので、そういうものを守っていくということでは、ちょっとまだ町の支援策、本当に生ぬるい。まだまだ農家の人たちが頑張ろうという気力をつくれるだけには達していないのではないかと思うんです。そういうことでは、やはりまだ行政、財政大変という言葉が使われますかね、使わな

いですよ。大変こういう状況の中で交付税減らされましたけれども、2億円ぐらい。でも、やはり繰越金もまだ3億ぐらい残っていますし、そういう中で、もっともっと積極的にやはり支援策を農家の人たちとしっかり大いに話し合いをして、求められる、待っていること、それから行政として戦略的にこの町に若者を呼び込む方法とか、茶業として。そういうものを早く打ち立てないと、皆さん本当に心配しているんですよ、耕作放棄で荒れた茶畑を見て。だから今回の9月補正でどういうものが出るのかということは、かなりの人が期待していたと思うんですけども、茶共済の補助が出たよということで、ちょっとほっとしたという声も聞きます。ありがたいなという声も聞きます。でも、もっとそれより積極的な補助を考えれば、やはりこの町はいい町だというふうに町民の人たちが元気、勇気を持つと思いますので、ここのところはもっと積極的な対応が欲しかったなと思いますが、今後そういう考えがあるかどうか確認をさせてください。

以上です。お願いします。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 一番最初の登録の関係で、私が個人的にどうにかしようなんて話は全然ありませんし、そのようなことも考えてもいなかったということだけお答えをしたいと思います。ですから、個人的に利用するようなことはありません。

それから、お茶の関係、今具体的にお話がありました。これはもう実はこれまでもほとんどの行政、トップの方どなたも、農業を何とかしたい、お茶を何とかしたい、一次産業を何とかしたいという思いはみんな持っていました。しかし、何をやったら突破口が開けるかということにはつながらなかったということがございます。ですので、私は個人的にはやはり所得補償をまずする必要がある、それが一つの安定の材料になるのではないかということで、このような制度を取り入れたということがあります。今言われたように、昨晚もほかの会合でお話を聞きましたけれども、やはりこちらへ来て農業をやりたい人はいるそうです。しかしながら、空き家対策もまだ完璧でない、住居が完璧でないということで、こちらへ見えられないという方が私に話がありました。ですから、今言われたように景観を守ろう、それも大事なんですが、どうしたら守る人がこちらへ来るかということも総合的に考えないと、ある意味、今言われた肥料を少しやって、また幾らかのお金を差し上げて、それでお茶の再生をすることは絶対にあり得ないというふうに感じているわけです。ですから、総合的にお茶をもう少し活発にするにはどうしたらいいか、複合的な施策が必要というふうに考えておりますので、若者の定住も含めてやはりお茶でやりたい方、またこちらへ来て自然環境とともに生活したい方、いろんなパターンの方がおるものですから、そういう皆さんにもこちらへ来ていただけるような意見等も聞きながら対応する。それにはやはり働くところ、それは農業でも事業所でも結構だと思いますけれども、それと住居、いわゆる空き家対策等も関連してやる必要があると思っておりますのでね。それは具体的に企画、観光等、今までどおりよりは少し一歩前進したような形で進めていきたいということを考えております。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） 時間外手当の件でございますけれども、それにつきましては、当然職員の時間外等不足した場合には、人事のことでもありますので、総務課のほうで12月補正等で対応するということになると思います。

○議長（中田隆幸君） 10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） サービス残業などは絶対にしないという、考えているということですね。確認をさせていただきます。

それから、先ほど再質問のところで落としましたけれども、マイナンバー共通番号制について再質問をさせていただきます。これについては総務課長からいろいろメリット、デメリット、デメリットというのは漏えいの問題ということでありましたけれども、それも制度が打ち出されたころよりは、いろいろとやはり批判を受けて改善がされている、取り組みがされているんだけど、それゆえに、さらに複雑なシステムにしていかなければならないというようなことも報道で知りました。そういうことで、町として成り済ましですね、説明書にもありましたけれども、そういうものが見つかるのか、あるいはまた国などからその1つの番号、一人の人の番号について名寄せというか、いろいろな情報を統合して調べられようとしたときに、そういうことを町が気づくことができるんでしょうか。使われようとしたとき。

○議長（中田隆幸君） 総務課長、前田修児君。

○総務課長（前田修児君） 現在の時点では、私の口から、その成り済ましの方をどんなふうに見つけるかとかそういうことは、全然判明していないことでもあります。当然それは国のほうでも対処法は考えてくるでしょうし、ちょっと調べましたら、世界を見ますと、もう先進諸国についてはかなり前からこのナンバー制度というか、ID制度を採用している国が結構あります。見ただけでも22カ国ぐらいが既にやっていて、特にお隣の韓国なんかは、もう1968年ごろからこのナンバー制度を採用しているようなところもありますけれども、そうしたいろんな先進諸国の例もありますでしょうけれども、そうしたところでやっぱり内容を見ますと、そうした成り済ましとか情報漏えいとかの問題が非常に多く出て、それに対処しているということが書かれております。当然国のほうでもその辺のことは承知をしていて、いろんな形の事例を見ながら、その対処法について考えていることと思います。そこら辺の全貌が明らかになるのはまだちょっと先のことになると思いますけれども、当然議員御心配のことでもありますので、町としてもそこら辺はしっかりと捉えて対応を考えていきたいと思っております。

○議長（中田隆幸君） 鈴木多津枝君の質疑は既に3回になりましたので、質疑を終わります。ほかに質疑はありませんか。5番、中澤莊也君。

○5番（中澤莊也君） 1点、確認をさせていただきたいと思います。

企画の課長のほうから、情報端末の説明会ということで8回の開催がされ、218人の多く

の方が参加されている中で、高齢者への説明の方法というものについての質問があったということですが、私の地区においても高齢者が参加して、端末機が非常に小さくて見えないという意見が多々出ております。ですので、老人会等で、その会場に業者の方においでいただいて説明をしていただくことができるかどうか、その辺の確認をお願いしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 今、各地区で「いきいきサロン」等を行っております。そういうときに日程調整をして、要望に応じてその場で実際に触っていただく機会を少しでも多く設定をして、使い勝手がいいようになれていただくよう、やっていく計画でおります。

○議長（中田隆幸君） 再質問はいいですか。

ほかに質疑はありませんか。7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 7番、太田です。

通告なしで申しわけないんですが。

まずお茶の共済の関係ですけれども、町長が言うように、所得補償ということでお茶共済を考えているようですが、所得補助という点でいけば農薬とか肥料を補助するということになると思うんですけれども、前回全協か何かでちょっとお願いしておいたんですけれども、町が半分、400万円出すということですよ。そうすると、加入する方の加入金と、5年間の平均の被害額の8割を補償するということの補償額とのバランスがどうかということを出していただきたいとお願いしておきましたけれども、またさらに出しておいていただいて、どの程度の補償効果が得られるのかということ、具体的に出していただきたいと思うんです。

そのことと、前年まで行われた肥料、農薬への補助関係と、どのように効果が即効的にあるかという点を、今後機会を見て質問をしたいと思いますので、何らかの数字で示していただけたらと思います。

それから、もう1点いいですか。

端末機の説明につきましては、簡単に言うと、梅高、あるいは瀬平でもそうでしょうけれども、この端末を使うならば、NTTの電話はやめてもいいじゃないか、そのほうが安くてもうまくいきそうだなというような、非常に誤解を招くようなケースが結構多いわけです。その辺の誤解とかわかりにくい点を、むしろこの218名の出席の中の意見から吸収して、どのように説明していけば誤解なり勘違いがなくなるかというようなことの勉強会というか、学習会が必要であろうと思うんです。いろんな機会を得て説明会をと言っているんですが、きょうはこの会議ですから全職員が聞いているからあえてお話ししますと、梅高が約120件あって出席したのが20件、あと100件を大体今までの説明会と同じように小1時間かかって、あと100時間か80時間かかるというようなことになると、途方もない時間が全町でかかってくると思います。それは、かなり職員の皆さんに負担を強いるような、あるいはサービス残業で土曜でも日曜でも自分の地区は行かないと留守が多いとか、そういうケースが心配され

ますので、お年寄りの方々に端末の利用方法を理解していただくための、もう少し具体的な、あるいはわかりにくい点の咀嚼、あるいは説明方法をきちっと決めてやっていただいたら効果的ではないかなと思います。そのことができないと、ほとんど使い勝手が悪くて誤解を招くと思います。

もう一つは、裏を返して言うと、これは運営会社がやることですから、営業促進になりかねない側面もあると。いうことは、行政の職員が説明に歩きますから、くれぐれも営業推進にならないように配慮するトークが必要だと思います。

その確認だけ、ちょっと企画課長からお聞きしたいと思います。

○議長（中田隆幸君） 町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） 先ほどから説明しておりますけれども、まずは数字的に加入者の数等は今課長のほうから説明をさせますけれども、それが一番大事だろう、それが専門でやっている皆さんにも補償が得られるということで、このようなことをさせていただきましても、今言われたように、所得の補助も必要ではないかという御意見かと思っておりますけれども、当然補助的なものも必要だというふうに考えておりますし、今回の共済の加入によって対策も少し変えなければいけない、またそのような促進もしなければいけないだろうというふうに考えておりますので、今、共済だけで全てが解決するとは思っておりませんので、きめの細かい対応を検討していきたい、また御指導をいただければありがたいというふうに思っております。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 高齢者への説明ですけれども、確かにおっしゃるとおり各会場での出席者、地名の地区は大変多くの方に見えていただいたんですけれども、少ないところがございます。それにつきましては、今度全職員で回るときには各世帯に設置するに当たって、その家の世帯主、家屋の所有者の承諾をいただきたいということで説明をしなくてはならないということが、まず最初になります。それと、機器の内容ですけれども、110番、119番が使えないと、そのことについては誤解のないよう説明は繰り返ししていかなくてはならないと思っております。実際、職員が回ったときの営業云々ですけれども、職員はあくまでも「かわねフォン」のほうの設置で、世帯に情報を伝える伝達の一つの媒体としての「かわねフォン」をぜひ置いていただきたいとのスタイルでの説明で、インターネット云々に入ってくださいとか、今の契約を解除してくださいとかそういうような話は一切できる話ではないので、利用の方法としてパンフレットの中には、インターネットの加入もできます、050サービスへの加入もできますというその紹介はできますけれども、それによって運営事業者の営業に結びつくようなところはしっかり線引きをしなくちゃいけないと考えています。ただ、情報基盤は各世帯にとにかく今回の線を引き込まない限り皆さんにサービスが提供できないので、そのためには、とにかく世帯に引き込むための説明が中心になると、その必要性和機器の利用の方法が主なところになると思っております。何回か、説明会をやってきて

問題点が見えてきますので、工夫を重ねて誤解のないよう進めていきたいと思ひます。

○議長（中田隆幸君） 産業課長、後藤泰久君。

○産業課長（後藤泰久君） 議員、おっしゃられたように肥料、農薬の支援と茶共済の支援、またここら辺の効果を今後検証していきたいと思ひます。現在の今年の茶共済の申し込みの意向を今とっているわけですが、昨年の54件に対しまして、8月末で140件の加入の意向が来ております。そのほかに、もう少し待ってくれという茶工場がありますので、若干増えるかと思ひますが、このような状況です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。7番、太田侑孝君。

○7番（太田侑孝君） 7番、太田です。

先に情報基盤、端末のほうを言ひますと、役場の職員の皆さんで勉強会というか説明会をやったと聞いているんですけども、多分くれぐれも言ひると、職員さんがきょうもこの放送を聞いていると思うんですけども、温度差が非常にあると思うんですけども、受けとめ方が。パンフレットで新しいものが、きれいなものができてきて、それを持って、いわば町でこういうことをやりますよというようなレベルのものと、屋内への引き込みの承諾書、前に言ひた区長会の皆さんにお願いしたようなことを、承諾書をいただくというようなレベルと、端末本体の説明と、3つ大枠ではあると思うんですけども、ほとんどがパンフレットを持ってこういうものを町でやりますのでという軽いレベルの訪問になろうかというふうに感じざるを得ないところが多いと思うんですけども。

非常に重要なのは、家の中での引き込みの承諾書をどうとるかという点についての職員さんの説明の仕方、承諾書のとり方というものは、ほとんど説明会の中ではされていないと聞ひておりますけれども、その辺の目的とか狙い、目標というものがめり張りがきかないような答弁をされていると、うまくいかないよというふうに思ひます。

それから、お茶共済の方はやはり今数字は聞きましたけれども、自園自製の方々が、なかなか書類がそろわずに躊躇される方が多いわけですから、そこら辺と、もう一つは申請する時期が差し迫っていますから、そういうことがあってなかなか思ひようにできませんけれども、50が100件になっても平均の法則で言ひば補償とのバランスは同じことですから、くれぐれもそこら辺を試算していただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 副町長、森紀代志君。

○副町長（森紀代志君） 情報基盤の関係です。情報基盤の中での職員の対応ですけれども、職員について、今その住民の方への説明が、引き込みということはちょっと省くんではないかというようなことをおっしゃいましたが、それについても、職員には、承諾を得るといひるのは、そのうちの建物または中に入ったり穴をくぐってそこへ通すという作業が入ってきますので、それについては十分説明をするように伝えておりますので、やっていただけると思ひております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 企画課長、山本銀男君。

○企画課長（山本銀男君） 職員の説明会の席においても、ポイントを絞って大事なところをもう一度示してもらいたいという職員からの要望もありましたので、そのような段階、準備をしているところでございます。

○議長（中田隆幸君） 再質問はありますか。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

一般会計補正予算（第4号）に反対の立場から討論を行います。

先ほど、たくさん質問を、通告をしまして前向きな答弁もたくさんいただきました。引き出すことができました。そういう中で、どうしても納得できない、賛成することができないというのは、共通番号制導入に向けたシステム構築費や改修費、それから機構への負担金として73万6,000円が、国から全額というお答えでしたけれども、全額ではないですけれども、736万円に対して国より672万9,000円の補助が出ているということで、大半が国の費用で行われるということになっていきますけれども、これは前田総務課長は本当に前向きな姿勢、答弁をいつもしてくださって心強いんですけども、ずっといらっしゃるわけではないし、本当に国が目指しているところはそんなに生易しいものではなくて、いずれは民間企業などへの活用も広げていこうということも書かれているという説明も読みましたので、危険性がますます大きくなるなどということ、賛成できないかなと、今ずっと迷ったんですけども、ほかの点での答弁では納得できましたので、納得できたというか、お茶の支援ではちょっとまだ物足りないなところがあったんですけども、そのほかの点ではほぼ了解できましたので、賛成しようか、どうしようかと今ずっと悩んでいたんですけども、やっぱりこれはこの場で賛成をしていたら後々後悔することになるだろうということで、反対をすることにしました。

もともと、この制度は民主党内閣のときに出されたもので、第二次安倍政権でさらに財界からの要求に合わせて、手を加えて使いやすくしようというふうな内容になって提出し直したんですけども、昨年5月24日に可決成立して31日に公布されています。行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用などに関する法律案、その他3つの全部で関連4法から成っており、全協で配付された資料の15ページにも番号制度による国民の懸念というのが書かれておりました。単なる懸念ではなくて、どれを見ても、この書かれていたこと

は重大なことだなど、問題だなどと思います。

1つは、一人1番号に統合することで個人のいろいろな情報が容易に照合ができて、追跡や名寄せ、突合による集積、集約などで個人情報外部に漏えいするのではないかという懸念。

そして2つ目は、いわゆる成り済ましなどによる個人番号の不正利用などで、財産その他の被害を負うのではないかという懸念。

そして、3つ目が一番大きな問題です。私は問題だと思うんですけども、国家により個人の様々な情報が個人番号をキーに名寄せと符合されて一元管理されるのではないかという懸念。民主主義社会の根幹を揺るがしかねない重大問題が含まれているということで、弁護士の方や学者の方など多くの方が反対、懸念の声を上げているものです。これに対して、先ほどの課長の答弁、余り概要がはっきりしないので、いずれはっきりしてくれば、それに対する対応もきちんとして、町民を守るためにしっかり行政も対応していきたいという答弁があって、それはそれで本当に立派というか正しいことなんですけれども、でもそういう国の思惑というのはやはりそうではなくて、やはりこの番号を導入することによって、今でもしばしば起きている個人情報の漏えい事件が、より頻繁に、より大規模に起きるといふ先ほどの3つの懸念にあわせても、それが大規模に起きて使われていくようになるということは、誰もが考えれば心配するところだと思います。どのように漏えいや成り済ましなどの事件を防ぐのか、どのように国民の権利を守るのかという点では国も非常に苦慮していて、いろいろなシステムを複雑化している。それが、先ほど課長が言われたように、識別や一元管理ではなく個別管理にするとか、東西2カ所のプラットフォームで管理するとか、符合を用いた、数字ではなくて、ABCとかいう文字ではなくて、ちょっとわからないような符号を用いた管理を考えている、罰則も強化するというふうな、そういうことを国はやるんだと言っていますけれども、これからどうなるかわからないものです。本来の目的は、こういう情報を一元化することによって使いやすく個人の情報を知ることができる、そして民間でもそれを活用できるようにしていこうという安倍政権の思惑のもとに進められているもので、私は何に使われるかということ、医療とか介護サービス、公平な公正なサービスと言いますけれども、今抑制策が出ています。生活保護の申請なども、親類の所得状況まで提出、申請させるという、そういう申請、抑制が強化されています。そういう社会保障と税の一体改革の中で社会保障費を減らして抑えていこう、そして税をしっかりとっていこうということの一環でやられている、このマイナンバー制度。そうすると、マイナンバー制度が用いられれば、課長が言われたように脱税がなくなるのかということ、脱税という形ではどうかわかりませんが、海外の事業、営業で儲けたものとかには、このマイナンバー制は全く適用しない、使わないということですので、全然そこは一番儲かるであろうところの情報というのは正確につかむ保証はないということなんです。

小さい個人業者の人たちが、ちょっとした申告漏れなどは確実に指摘されるであろうし、

それは悪いことではないのかもしれませんが、一方の大きいところをざるにしてしまうということでは、この制度が決して脱税を防ぐ大きな有効なものになるとは言えないもので、行政手続などが簡素化されるということでも、やはり今まで紙に書いていたものを紙で出さなくなるのかというと、そうではないでしょうし、ちょっとした待ち時間が短くなるというぐらいのもので、住民は今後2015年、来年10月に個人への番号が通知され、再来年1月から個人番号の利用が始まるわけですが、顔写真が入った個人番号カードが公布されると、住民は通知カードや個人番号のカードを持って、会社などに自分の個人番号を提示しなければならなくなります。そして、会社は源泉徴収などの書類に個人番号を記載して提出しなければならないということで、会社に個人の番号が行き渡っていくわけです。そして、2017年1月からは、個人番号によって至るところで個人情報を照合する情報提供ネットワークシステムの運用が始まります。共通番号制度の導入により、今でもしばしば起きている個人情報の漏えい事件が、より頻繁に、より大規模に起きることは誰もが考えられることで、どのように漏えいや成り済ましなどの事件を防ぐのかというのは、国でもその方法は打ち出せないでいます。先ほど、課長は先進国22カ国ではもう早くからやっていると、取り入れているということですが、韓国でもイギリスでも早くから取り入れていますけれども、こういう成り済ましなどの事件が頻繁に起きるということで、もうむしろ情報の一元化は止めようと、分散していこうと、そういう形に今とられてきています、いと書いてありました。情報の中に。

ですから、日本はそういうことを事例を見ながらも、財界の要望に沿って、この一情報を、個人情報を利用できるようにしよう、国もまた、もしかしたら集団的自衛権行使容認などで自衛隊に人を入れなければいけない、若者を迎えなければいけない、そういうときの個人情報も得られるようにしようと、そういう思惑もあるのではないかと私は危惧をしています。そのことで、やはり安易にこういう制度改正について議会でも全協で26日に資料が示されただけで、議会で特に議論することはありませんでした。私も資料を読んでいて本当に怖いなと思い、インターネットを開いているいろいろ調べて、今のことを考え、賛成できないと思いました。本当だったら、もっと議会在きちんとしてこういう重大なことについては議論をして、最低でも初日の議会で議決をするなどという、こういう安易な態度をとってはならないものだと思います。そういうことが相変わらず続いている議会で、この重大な問題を含む一般会計補正予算に賛成できないということを明らかにして、反対討論とします。

○議長（中田隆幸君） 次に、原案に賛成の発言を許します。11番、小藪侃一郎君。

○11番（小藪侃一郎君） 11番、小藪でございます。

一般会計の補正予算案に、ただいま反対の意見が述べられましたけれども、マイナンバー制度はいろんな懸念があるかと思えますけれども、これは国の政策の中の問題でございます、今回審議しておる川根本町一般会計補正予算案、教育あるいは農業、情報基盤等々いろんな問題を含んでおります。身近な生活の問題が含まれております一般会計補正予算が、こ

の一国の政策的なもので反対されるというのはいかがなものかと考えます。

それから、こういう問題は先ほどもありましたけれども、情報基盤では特にコマーストークを控えて、役場の職員が言ったから入ったけれども、どうだこうだという状況がないようなことも注意するというような発言もございましたので、それらを含め、一般町民生活のために補正予算案に賛成するものであります。

皆様の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで討論を終わります。

これから議案第44号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立多数です。

したがって、議案第44号、平成26年度川根本町一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり可決されました。

なお、ここで30分まで休憩をとりたいと思います。

なお、皆様にお願いがございます。先ほど、私がこちらを向いているときに手を挙げた方がいますが、こちらでは見えないときがございますので、手を挙げて議長と言っただければその人を指名できますので、今後は答弁するときも手を挙げてお願いしたいと思います。では、休憩に入ります。

休憩 午前11時19分

再開 午前11時30分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。



◎日程第13 議案第45号 平成26年度川根本町介護保険事業特別
会計補正予算（第1号）

○議長（中田隆幸君） 日程第13、議案第45号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長（鈴木敏夫君） それでは、議案第45号です。川根本町介護保険事業特別会計補正予算第1号の提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,207万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億6,217万7,000円としたいものでございます。

これは、前年度の介護保険事業の実績に基づき、国庫支出金、県支出金及び支払基金についての精算に伴う返還金の補正が主なものでございます。

それでは、事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細の介護4ページをごらんください。

第2款保険給付費、第1項介護サービスは、繰越金の補正に伴う財源更正でございます。

第7款諸支出金、第2項償還金及び還付加算金は3,207万7,000円の増額です。これは、前年度の介護給付費及び地域支援事業分の交付額が所要額に対して超過となった国庫支出金、県支出金及び支払基金交付金をそれぞれ返還するためのものであります。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細書の介護3ページをごらんください。

第7款繰入金、第2項積立基金繰入金は190万8,000円の減額です。これは、繰越金の補正に伴う一般財源の調整のための基金の取り崩しの取りやめをお願いするものでございます。

第8款繰越金、第1項繰越金は3,398万5,000円の増額です。これは、平成25年度の決算見込みによる繰越金の増額をお願いするものであります。

以上、よろしく御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告に従いまして質問いたします。

4ページの7款2項2目国・県支出金と返還金2,874万7,000円についてですけれども、給付費で国が1,789万4,166円、県の分が902万8,272円の返還、地域支援のほうで、国が121万3,647円、県が60万6,824円の返還という説明が全協でありましたけれども、前年度の給付費が超過したということで、給付費幾らに対してこのような返還になったのか、国・県の負担割合は幾らになっているのか、その点について説明をお願いいたします。

それから、同様に細節7の支払基金への返還金333万5,000円についても、給付費で305万8,848円、地域支援で27万6,918円の返還との説明がありましたけれども、これも支払基金の負担割合はどういうふうになっているのか、この点について説明をお願いします。

○議長（中田隆幸君） 福祉課長、鳥本宗幸君。

○福祉課長（鳥本宗幸君） それでは、ただいまの鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

まず、給付費に対する負担割合ですが、特養や老健などの施設分と居宅サービスや通所サービスなどの、その他の経費の2種類に分かれて、それぞれ負担割合が異なっております。まず、施設分5億565万円に対する国の負担割合が15%となっております。収入額8,281万6,391円に対して決算額が7,584万7,627円となり、施設費の返還金額が696万8,764円。その他経費分5億3,871万8,000円に対する負担割合が20%となっております。収入額1億1,866万9,130円に対して決算額が1億774万3,728円で、その他経費の返還額が1,092万5,402円。合わせて国への返還金額が1,789万4,166円です。次に、県への返還金ですが、施設分の負担割合は17.5%となっております。収入額9,256万9,000円に対して、決算額が8,848万8,898円となり、返還額が408万102円。その他経費分が負担割合12.5%となっております。収入額7,228万8,000円に対して決算額6,733万9,830円となり、返還額が494万8,170円。県への返還額が合わせて902万8,272円となります。

次に、地域支援の返還金についても、一次予防事業に係る介護予防事業費と包括支援センター等運営のための包括支援事業では、これも負担割合が異なります。

まず、介護予防事業費594万円に対する国の負担割合は25%となっております。収入額169万4,250円、決算額145万5,243円で返還額が23万9,007円。包括的支援事業1,642万3,000円に対する国の負担割合は39.5%となっております。収入額746万1,945円、決算額648万7,305円で、返還額が97万4,640円、合わせて国への返還額が121万3,647円となります。

次に、県への返還金ですが、介護予防事業に対する負担割合は12.5%となっております。収入額84万7,125円、決算額72万7,621円で、返還額が11万9,504円、包括的支援事業に対する負担割合は19.75%となっております。収入額373万972円、決算額324万3,652円で、返還額が48万7,320円、合わせて県への返還額が60万6,824円となります。返還額が大きくなった理由ですけれども、全員協議会でも御説明したとおり、平成24年度の給付費の支払いが不足となり、平成25年度当初に3,523万7,000円の繰上充用をしたこと。また、平成25年度前期の給付費支払額が前年比5%程度の伸び率を示していたために、年度末の給付費不足を起ささないために余裕を持った交付申請を行って、国・県等の交付を受けたものであります。

次に、支払基金への返還金ですが、介護給付費、地域支援事業費とも負担割合は29%となっております。まず、給付費は収入額3億592万6,000円に対し決算額3億286万7,152円、返還額が305万8,848円。次に、地域支援事業費の収入額196万5,000円、決算額168万8,082円、返還額が27万6,918円となります。

以上、お答えいたします。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」の声あり)

○議長(中田隆幸君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第45号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(中田隆幸君) 起立全員です。

したがって、議案第45号、平成26年度川根本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)は原案のとおり可決されました。



◎日程第14 議案第46号 平成26年度川根本町簡易水道事業特別
会計補正予算(第2号)

○議長(中田隆幸君) 日程第14、議案第46号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、町長から提案理由の説明を求めます。町長、鈴木敏夫君。

○町長(鈴木敏夫君) それでは、議案第46号です。川根本町簡易水道事業特別会計補正予算について提案理由の説明をさせていただきます。

第1表の歳入歳出予算補正につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ433万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億8,486万2,000円としたものであります。これは、水質検査委託料の減額及び新小長井浄水場設計委託料の増額補正が主なものでございます。

事項別明細書により歳出から説明をさせていただきます。

事項別明細書の簡水4ページをごらんください。

第2款水道事業費、第1項水道管理費は528万4,000円の減額です。これは、水質検査委託料について契約実績に伴う減額です。

第2項水道建設費は94万6,000円の増額です。これは、新小長井浄水場設計委託料について再整備計画位置の変更が必要になったことに伴う増額をお願いするものであります。

第4款公債費、第1項公債費は、基金繰入金の減額に伴う財源更正です。

続きまして、歳入について説明をさせていただきます。

事項別明細の簡水3ページをごらんください。

第7款繰入金、第2項基金繰入金は433万8,000円の減額です。これは、一般財源の調整のための基金の取り崩しの取りやめをお願いするものであります。

以上、御審議の上、御採択賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（中田隆幸君） 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はありませんか。10番、鈴木多津枝君。

○10番（鈴木多津枝君） 10番、鈴木です。

通告に従いまして質問をいたします。

歳出のほうの4ページですけれども、2款1項1目水道維持管理費、13節委託料で水質検査委託料が528万4,000円減額になっていることについてですけれども、当初予算額が690万ですので予算に対して75%以上の減額になっています。これは、前年度も同様に予算額780万円に対して580万円、74%の減額をしているものですが、低価格調査で、基準調査で機械を保有しているので低価格でできると判断しているという説明がありましたけれども、入札予定価格はこの場合税込みが必要なのか、ポンプ車は要らなかったということですが、税込みで幾らになるのか、通告してありますので回答してください。

それから、専門業者が入札に入るわけですので、普通だったら、どの会社も必要な機械類などは持っていると思うんです。機械類を保有しているので低価格でできるということであれば、この町の予算が適正だったのかなというふうなこともちょっと疑問が湧いてきますけれども、また当町独自の特殊な機械を必要とするのかどうか、そういう点も説明をお願いします。

そして、前年より1割は26年度の予算を下げているわけですね。780万円の予算から690万円に下げているので、1割ほど下げているんですけれども、この予算はどのようにして見積もっているのか。簡単でいいですので、およそ状況がわかる程度に説明をお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） 建設課長、大村浩美君。

○建設課長（大村浩美君） ただいまの鈴木議員の御質問にお答えさせていただきます。

入札予定価格は税込みで680万4,000円です。水質検査は、水道法の規定に基づき実施しております。検査項目に町で独自に指定するものはございません。業務受託業者が、入札金額が発注できる理由として自社内で十分に推挙できる人材、機材を保有しているとしていますのは、検査体制の整備についてこちらのほうに報告しているものでありまして、その中に特別な検査、機器類が整備されているという説明ではないと考えております。

予算額は3社に見積もりを依頼し、その平均で出しております。国で水質検査の業務単価の基準を設けるという話も聞いておりますが、それまでは業者からの見積もりにより予算額を決定することになります。それから、前年度に対して今年と前年度の予算の差ですが、検査項目が25年度は50項目だったんですけれども、今年度は30項目ということで、その

項目数が変わったことにより前年度と今年度の予算が変わっております。

以上です。

○議長（中田隆幸君） 再質疑はありませんか。

ほかに質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第46号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案に賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（中田隆幸君） 起立全員です。

したがって、議案第46号、平成26年度川根本町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。



◎日程第15 認定第1号 平成25年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定について

◎日程第16 認定第2号 平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第17 認定第3号 平成25年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第18 認定第4号 平成25年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第19 認定第5号 平成25年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第20 認定第6号 平成25年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算認定について

◎日程第21 認定第7号 平成25年度川根本町いやしの里診療所事

業特別会計歳入歳出決算認定について

○議長（中田隆幸君） 日程第15、認定第1号、平成25年度川根本町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第21、認定第7号、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでを一括議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。会計管理者兼出納室長、安竹賢治君。

○会計管理者兼出納室長（安竹賢治君） それでは、認定第1号から認定第7号まで一括御説明いたします。

本案は、地方自治法第233条第3項の規定により、平成25年度川根本町一般会計並びに各特別会計の認定をお願いするものであります。

まず、平成25年度川根本町一般会計歳入歳出決算の概要につきまして御説明いたします。

決算書の一般1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款町税は、収入済額13億8,053万5,000円で、前年度対比1億2,209万4,000円、9.7%の増となりました。入湯税は減収となったものの、町民税、固定資産税、町たばこ税の増収によるものです。収入増の要因は、町民税では法人課税分の増、固定資産税では、国有資産長島ダムの評価算定における課税軽減特例期間の終了により交付額が1億円を増加したこと。また、たばこ税は、都道府県と市町村間の税源移譲があったことによるものです。不納欠損額は22万1,000円、収入未済額は6,057万3,000円です。

2 款地方譲与税は、収入済額5,314万1,000円で、前年度対比マイナス272万5,000円、4.88%の減となりました。地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税であります。

3 款利子割交付金は、収入済額179万4,000円で、前年度対比マイナス25万9,000円、12.62%の減となりました。

4 款配当割交付金は、収入済額292万7,000円で、前年度対比134万3,000円、84.79%の増となりました。算定基準となる県民税の株式配当割の増が要因です。

5 款株式等譲渡所得割交付金は、収入済額510万7,000円で、前年度対比468万3,000円と大きな増となりました。算定基準となる県民税の株式等譲渡所得の大幅な増が要因となっております。

6 款地方消費税交付金は、収入済額8,427万1,000円で、前年度対比マイナス72万4,000円、0.85%の減となりました。

7 款自動車取得税交付金は、収入済額1,982万8,000円で、前年度対比マイナス207万3,000円、9.47%の減となりました。

8 款地方特例交付金は、収入済額155万円で、前年度対比マイナス76万8,000円、33.13%の減となりました。

9 款地方交付税は、収入済額29億7,942万7,000円で、前年度対比マイナス3,205万7,000円、1.06%の減となりました。

10款交通安全対策特別交付金は、収入済額138万7,000円で、前年度対比3万5,000円、2.59%の増となりました。

11款分担金及び負担金は、収入済額3,125万4,000円で、前年度対比マイナス674万9,000円、17.76%の減となりました。収入未済額は142万円です。農業費の分担金の減です。

12款使用料及び手数料は、収入済額6,266万1,000円で、前年度対比マイナス4万5,000円、0.07%の減となりました。収入未済額は170万4,000円です。

13款国庫支出金は、収入済額1億7,881万6,000円で、前年度対比マイナス2,189万3,000円、10.91%の減となりました。国庫負担金、国庫補助金及び委託金です。

14款県支出金は、収入済額5億5,327万7,000円で、前年度対比1,463万2,000円、2.72%の増となりました。

15款財産収入は、収入済額3,987万7,000円、前年度対比マイナス983万5,000円、19.78%の減となりました。これは利子及び配当金の減です。

16款寄附金は、収入済額146万1,000円で、前年度対比マイナス31万4,000円、17.7%の減となりました。

17款繰入金は、収入済額4,245万9,000円で、前年度対比マイナス2億5,331万7,000円、85.64%の減となりました。特別会計繰入金、基金繰入金です。24年度に役場総合支所建設基金の廃止による繰り入れがあったため、数字上前年度に比べ、25年では大きな減となったものです。

18款繰越金は、収入済額6億9,962万8,000円で、前年度対比1億8,385万7,000円、35.6%の増となりました。

19款諸収入は、収入済額1億2,504万8,000円で、前年度対比マイナス1,290万7,000円、9.36%の減となりました。受託事業収入及び雑入等の収入であります。収入未済額は193万9,000円です。

20款町債は、収入済額1億4,670万円で、前年度対比マイナス1億480万円、41.67%の減となりました。これは、臨時財政対策債の借り入れを行わなかったことによるものです。

歳入合計収入済額64億1,115万円で、前年度対比マイナス1億2,182万4,000円、1.86%の減となりました。不納欠損額22万1,000円、収入未済額6,563万8,000円です。

次に、歳出を説明いたします。

3ページをごらんください。

1款議会費は、支出済額6,990万9,000円で、前年度対比506万1,000円、7.80%の増となりました。

2款総務費は、支出済額12億8,325万9,000円で、前年度対比3,708万8,000円、2.98%の増となりました。総務管理費、企画費などです。

3款民生費は、支出済額11億2,378万5,000円で、前年度対比2,704万9,000円、2.46%の増となりました。社会福祉費で増となっております。

4款衛生費は、支出済額6億4,100万9,000円で、前年度対比7,850万1,000円、13.95%の増となりました。保健衛生費で増となっています。

5款労働費は、支出済額184万円で、前年度とほぼ同額です。

6款農林水産業費は、支出済額6億5,183万8,000円で、前年度対比1億5,842万3,000円、32.1%の増となりました。農業費、林業費ともに増となっています。

7款商工費は、支出済額2億6,243万3,000円で前年度対比2,372万8,000円、9.94%の増となりました。

8款土木費は、支出済額1億9,662万5,000円で、前年度対比マイナス1,883万8,000円、8.74%の減となりました。道路橋梁費、河川費、住宅費の減が要因となっております。

9款消防費は、支出済額3億3,428万9,000円で、前年度対比マイナス5,313万5,000円、13.71%の減となりました。常備消防費の委託料負担金で減となっております。

10款教育費は、支出済額4億7,832万3,000円で、前年度対比マイナス5,543万2,000円、10.38%の減となりました。保健体育費が減となっております。

11款災害復旧費は、支出済額371万9,000円で、前年度対比マイナス2億1,954万4,000円、98.3%の減となりました。農林水産施設災害復旧費の大幅な減です。

12款公債費は、支出済額7億4,629万6,000円で、前年度対比マイナス2,291万円、2.97%の減となりました。

13款予備費は、支出がありませんでした。

歳出合計57億9,333万1,000円、前年度対比マイナス4,001万5,000円です。0.68%の減となりました。

翌年度繰越額3億1,954万3,000円、不用額は3億1,466万3,000円であります。

歳入歳出差引残額は6億1,781万8,000円であります。

次に、平成25年度川根本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして、概要を御説明いたします。

決算書、国民健康保険事業特別会計決算書1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1款国民健康保険税は、収入済額1億6,676万6,000円で、前年度対比マイナス571万9,000円、3.32%の減となりました。不納欠損額64万7,000円、収入未済額3,211万9,000円です。

2款使用料及び手数料は、収入済額7万4,000円で、前年度対比マイナス8,000円、10.14%の減となりました。

3款国庫支出金は、収入済額1億8,146万3,000円で、前年度対比1,767万8,000円、10.79%の増となりました。国庫負担金の増であります。

4款療養給付費交付金は、収入済額9,585万5,000円で、前年度対比2,708万3,000円、39.38%の増となりました。

5款前期高齢者交付金は、収入済額2億8,587万8,000円で、前年度対比1,195万4,000円、

4. 36%の増となりました。

6 款県支出金は、収入済額4,918万7,000円で、前年度対比マイナス611万8,000円、11.06%の減となりました。県負担金及び県交付金であります。

7 款共同事業交付金は、収入済額 1 億251万6,000円で、前年度対比2,459万7,000円、31.57%の増となりました。

8 款財産収入は、収入済額 3 万8,000円で、前年度対比1,000円、3.11%の増となりました。

9 款繰入金は、収入済額9,603万7,000円で、前年度対比3,901万2,000円、68.41%の増となりました。一般会計繰入金、基金繰入金です。

10款繰越金は、収入済額6,091万円で、前年度対比マイナス1,445万7,000円、19.18%の減となりました。

11款諸収入は、収入済額159万8,000円で、前年度対比マイナス123万8,000円、43.66%の減となりました。

歳入合計10億4,032万2,000円、前年度対比9,278万4,000円、9.79%の増となりました。不納欠損額64万7,000円、収入未済額3,211万円です。

次に、歳出について御説明いたします。

2 ページをごらんください。

1 款総務費は、支出済額2,174万3,000円で、前年度対比マイナス176万円、7.49%の減となりました。

2 款保険給付費は、支出済額 6 億4,369万3,000円で、前年度対比6,540万2,000円、11.31%の増となりました。

3 款後期高齢者支援金は、支出済額 1 億1,935万3,000円で、前年度対比75万3,000円、0.64%の微増となりました。

4 款前期高齢者納付金は、支出済額11万3,000円で、前年度対比マイナス3,000円、2.18%の減となりました。

5 款老人保健拠出金は、支出済額7,000円で、前年度対比1,000円の減となりました。

6 款介護納付金は、支出済額5,621万2,000円で、前年度対比153万6,000円、2.81%の増となりました。

7 款共同事業拠出金は、支出済額 1 億686万2,000円で、前年度対比1,629万円、17.99%の増となりました。

8 款保健事業費は、支出済額1,129万6,000円で、前年度対比マイナス26万2,000円、2.27%の減となりました。

9 款基金積立金は、3 万8,000円で、前年度対比1,000円の増となりました。

10款公債費は、支出がありませんでした。

11款諸支出金は、支出済額573万3,000円で、前年度対比マイナス353万5,000円、38.15%の減となりました。退職被保険者等返還金の減でございます。

12款予備費は、支出がありませんでした。

歳出合計は9億6,505万円で、前年度対比7,842万円2,000円、8.84%の増となりました。不用額6,945万円であります。

歳入歳出差引残額は7,527万2,000円でございます。

次に、平成25年度川根本町後期高齢者医療事業特別会計につきまして概要を御説明いたします。

決算書の後期高齢者医療事業特別会計1ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1款後期高齢者医療保険料は、収入済額8,278万5,000円で、前年度対比114万円、1.4%の増となりました。収入未済額は174万2,000円です。

2款使用料及び手数料は、収入済額7,000円で、前年度対比1,000円の減となりました。

3款繰入金は、収入済額3,007万3,000円で、前年度対比マイナス38万2,000円、1.26%の減となりました。

4款諸収入は、収入済額3万9,000円で、前年度対比1万9,000円の増となりました。

5款繰越金は、収入済額180万6,000円で、前年度対比34万7,000円、23.83%の増となりました。

歳入合計は1億1,471万1,000円で、前年度対比112万4,000円、0.99%の増となりました。収入未済額は174万2,000円です。

続きまして、歳出です。

2ページをごらんください。

1款後期高齢者医療広域連合納付金は、支出済額1億1,442万円で、前年度対比265万円、2.37%の増となりました。

2款諸支出金は、支出済額1万円で、前年度対比1,284円の増となりました。繰出金です。

歳出合計1億1,443万1,000円、前年度対比265万1,000円、2.37%の増となりました。不用額267万円です。

歳入歳出差引残額は28万円であります。

次に、平成25年度川根本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして概要を御説明いたします。

決算書、介護保険事業特別会計1ページをごらんください。

歳入からです。

1款保険料は、収入済額1億7,863万1,000円で、前年度対比271万8,000円、1.55%の増となりました。介護保険料であります。不納欠損額はありません。収入未済額は323万2,000円です。

2款使用料及び手数料は、収入済額2万4,000円で、前年度と同額です。手数料であります。

3 款国庫支出金は、収入済額 3 億 2,284 万 8,000 円で、前年度対比 5,885 万 9,000 円、22.3% の増となりました。国庫負担金、国庫補助金ともに増額です。

4 款支払基金交付金は、収入済額 3 億 2,176 万 9,000 円で、前年度対比 3,722 万 1,000 円、13.08% の増となりました。

5 款県支出金は、収入済額 1 億 7,699 万 3,000 円で、前年度対比 2,063 万 5,000 円、13.2% の増となりました。県負担金及び県補助金です。

6 款財産収入は、収入済額 5,000 円で、前年度比 7,000 円の減となりました。

7 款繰入金は、収入済額 1 億 7,026 万 2,000 円で、前年度対比 マイナス 2,797 万 2,000 円、14.11% の減となりました。一般会計繰入金、積立基金繰入金であります。

8 款繰越金はございませんでした。

9 款諸収入は、収入済額 24 万 8,000 円で、前年度対比 6 万 5,000 円、35.6% の増となりました。

歳入合計は 11 億 7,078 万円で、前年度対比 2,752 万 2,000 円、2.41% の増となりました。不納欠損額はございません。収入未済額 323 万 2,000 円です。

続きまして、決算書、介護 2 ページの歳出です。

1 款総務費は、支出済額 3,179 万 4,000 円で、前年度対比 マイナス 622 万 6,000 円、16.38% の減となりました。総務管理費、徴収費、介護認定審査会費等です。

2 款保険給付費は、支出済額 10 億 4,447 万円で、前年度対比 2,389 万 3,000 円、2.34% の増となりました。介護サービス等諸費が主なものです。

3 款財政安定化基金拠出金は、支出はありませんでした。

4 款基金積立金は、支出済額 5,000 円で、前年度比 7,000 円の減となりました。

5 款地域支援事業費は、支出済額 2,241 万 4,000 円で、前年度対比 164 万 6,000 円、7.93% の増となりました。

6 款公債費は、支出はございません。

7 款諸支出金は、支出済額 287 万 4,000 円で、前年度対比 マイナス 9,624 万 3,000 円、97.1% の減となりました。これは、国・県支出金等返還金の大幅な減によるものです。

9 款前年度繰上充用金は、支出済額 3,523 万 6,000 円で、当年度のみ支出でございます。

歳出合計 11 億 3,679 万 4,000 円で、前年度対比 マイナス 4,170 万円、3.54% の減となりました。不用額 4,435 万 9,000 円です。

歳入歳出差引残額は 3,398 万 6,000 円であります。

次に、平成 25 年度川根本町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

決算書、簡易水道事業特別会計 1 ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款分担金及び負担金は、収入済額 31 万円で、前年度対比 マイナス 129 万円、80.63% の減となりました。これは、加入負担金の減です。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 1 億1,051万8,000円で、前年度対比マイナス300万円、2.64%の減となりました。収入未済額が1,226万2,000円です。

3 款財産収入は、収入済額 3 万2,000円、前年度対比マイナス44万6,000円、93.24%の減となりました。

4 款繰入金は、収入済額 1 億3,881万6,000円で、前年度対比1,644万円、13.43%の増となりました。一般会計繰入金、基金繰入金でございます。

5 款繰越金は、収入済額554万円で、前年度対比14万5,000円、2.68%の増となりました。

6 款諸収入は、収入済額 1 万8,000円で、前年度とほぼ同額です。これは雑入であります。

7 款町債は、収入済額3,000万円で、前年度はゼロでありました。これは簡易水道施設整備のため、過疎対策事業債及び簡易水道事業債を借り入れしたものでございます。

歳入合計 2 億8,523万4,000円で、前年度対比4,184万9,000円、17.19%の増となりました。収入未済額1,262万2,000円です。

続きまして、歳出、簡易水道決算書 2 ページです。

1 款総務費は、支出済額3,216万5,000円で、前年度対比613万2,000円、23.55%の増となりました。公課金の増です。

2 款水道事業費は、支出済額 1 億2,966万5,000円で、前年度対比5,220万6,000円、67.4%の増となりました。水道建設費の増によるものです。

3 款基金積立金は、支出済額 3 万2,000円で、24年度までは基金積立金は 1 款総務費で計上しておりましたが、25年度から新たに款を設置したものです。

4 款公債費は、支出済額 1 億2,241万5,000円、前年度対比マイナス1,193万9,000円、8.89%の減となりました。

5 款予備費の支出はありませんでした。

6 款諸支出金は、支出済額 7 万5,000円余であります。24年度から25年度に繰り越しされた事業の終了に伴い、工事差金を一般会計へ戻すために繰り出したものです。

歳出合計 2 億8,435万2,000円で、前年度対比4,650万6,000円、19.55%の増となりました。不用額は1,328万2,000円です。

歳入歳出差引残額は88万3,000円です。

次に、平成25年度川根本町温泉事業特別会計歳入歳出決算の概要を説明いたします。

決算書、温泉事業特別会計 1 ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款使用料及び手数料は、収入済額383万6,000円で、前年度対比マイナス101万1,000円、20.87%の減となりました。収入未済額が240万6,000円です。

2 款財産収入は、収入済額2,000円で、前年度とほぼ同額です。

3 款繰入金は、収入済額1,967万8,000円で、前年度対比マイナス33万5,000円、1.73%の減となりました。

4 款繰越金は、収入済額19万2,000円で、前年度対比マイナス251万円、92.89%の減となりました。

5 款諸収入は、収入済額105万2,000円で、前年度に対し105万円の増となりました。加入納付金の増によるものです。

歳入合計2,476万1,000円で、前年度対比マイナス213万6,000円、7.94%の減となりました。収入未済額は240万6,000円でございます。

次に、歳出、2 ページです。

1 款総務費は、支出済額893万2,000円で、前年度対比62万7,000円、7.56%の増となりました。

2 款温泉事業費は、支出済額1,570万6,000円で、前年度対比マイナス13万8,000円、0.87%の減となりました。

3 款基金管理費は、支出済額3,000円で、前年度とほぼ同額です。

4 款予備費は、支出がございません。

歳出合計2,464万1,000円で、前年度対比マイナス206万4,000円、7.73%の減となりました。不用額は622万3,000円であります。

歳入歳出差引残額は12万円であります。

次に、平成25年度川根本町いやしの里診療所事業特別会計歳入歳出決算の概要を御説明いたします。

決算書、いやしの里診療所事業特別会計 1 ページをごらんください。

歳入から御説明いたします。

1 款診療収入は、収入済額2,306万8,000円で、前年度対比729万8,000円、46.28%の増です。外来収入が増となったものであります。

2 款使用料及び手数料は、収入済額 8 万4,000円で、前年度対比 4 万6,000円の増です。文書手数料であります。

3 款繰入金は、収入済額2,225万円で、前年度対比55万円、2.53%の増です。

4 款繰越金は、収入済額 5 万6,000円で、前年度対比 1 万5,000円の増です。

5 款諸収入は、収入済額 1 万9,000円です。

歳入合計4,547万7,000円で、前年度対比792万9,000円、21.12%の増となりました。

次に、歳出、2 ページです。

1 款総務費は、支出済額3,648万2,000円で、前年度対比437万8,000円、13.64%の増となりました。研究、研修費の増によるものです。

2 款医業費は、支出済額894万3,000円で、前年度対比355万5,000円、66%の増となりました。主に医薬材料費、備品購入費の増です。

3 款諸支出金、4 款予備費の支出はありませんでした。

歳出合計4,542万5,000円で、前年度対比793万3,000円、21.16%の増となりました。不用

額は509万9,000円、歳入歳出差引残額5万1,000円であります。

以上、決算の概要について御説明いたしました。よろしく御審議くださいますようお願いいたします。

○議長（中田隆幸君） ここで暫時休憩をしたいと思います。

再開は13時15分からお願いいたします。

休憩 午後 零時26分

再開 午後 1時17分

○議長（中田隆幸君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開したいと思います。



○議長（中田隆幸君） 次に、平成25年度一般会計及び特別会計の決算審査の結果について、代表監査委員から御報告をいただきたく思います。代表監査委員、柳原義六君。

○代表監査委員（柳原義六君） 平成25年度一般会計及び特別会計の決算審査について御報告をいたします。

審査期日は7月23日から29日の5日間で、本町役場第一会議室において、関係課長及び担当者の出席を求め、森監査委員と審査を行いました。

限られた短期間のため、関係者には御負担をおかけいたしました。

審査の報告につきましては、決算審査意見書がお手元にあると思いますが、64ページの総括を御参照いただきたいと思います。64ページの総括でございます。

読ませていただきますが、平成25年度一般会計及び特別会計決算について関係課長及び担当者の出席を求め、慎重に審査を行った。

総合的な意見として3点あります。

1つが、国有資産交付金の償却資産軽減特例、今まで4分の3でございましたが、軽減特例が外され、固定資産税が前年比1億1,500万円増加し、町税が増加しました。今後、この国有資産の償却資産、これ25年度で償却資産が359億円あります。10年後はどうなっているかということ、10年後の平成35年には270億円ということで、償却資産が、これは長島ダムの関係ですが、減価するということで、この10年間で固定資産税が1億2,400万円、この関係だけで減少していきます。将来減少傾向の町税及び国保税、また介護保険料等や使用料、手数料分担金、負担金の収入確保、回収については、より一層万全を期すること。特に、滞納者の中には高額化、長期化しており、時効が懸念され早急な対応が求められております。

また、2つ目には本年度の町債の発行は1億4,700万円、前年が2億5,200万円でありまし

た。元金償還が約6億6,800万円で、町債残高は50億600万と近年減少しております。26年度は情報通信基盤整備計画があり、大型予算編成で町債発行も予定されております。町債発行及び債務負担行為による事務事業の執行に当たっては、町財政の現況と高齢化、人口減少化等将来の動向を見きわめながら、有効かつ適切な運用を期すること。

3点目が、町民ニーズに合った事業や公的施設の見直し、事務の改善合理化・効率化を積極的に進める一方、需用費の節減に努めること。また、職員一人一人が常に費用対効果を意識した行動や、各事業実施後の精査確認を徹底されたい。

総体的に、平成25年度決算について、実質収支は5億400万であるが、単年度収支は△の1億5,800万であります。この大きな要因は、減債基金へ3億7,100万円積み立てしたためであります。

一般会計、特別会計を含め人件費負担が大きい。25年度一般会計の人件費は11億300万円で、前年比6,000万円と大きく減少いたしました。これは、24年度末の退職者が11名、25年度新採2名、再任2名で7名減少したためであります。人件費は長期的な視野で見ますと減少傾向にありますが、今後、町税交付金、人口の減少、高齢化等、町財政には厳しい予想。職員減少分は臨時職員等で対応されているが、常に人件費コストを意識し、職員の質の向上、行政事務処理の効率化をさらに推進をされたい。

歳入において、滞納繰り越し分を除けば町税をはじめ、使用料等、高い収納率であります。しかし、一般会計、特別会計の収入未済額が1億1,740万3,000円、前年比56万5,000円の減で前年より減少はしましたが、不納欠損額が、これは合計ですが86万8,000円、前年よりも40万9,000円増加しております。回収努力はされておりますが、全体的に税務課依存が目につきます。担当の創意工夫、積極的な取り組みを求めたいと思います。

また、滞納者の内容は長期化、高額化、失踪者等様々であります。税金だけでなく使用料、負担金、保険料等各課にわたっております。これは、町全体の大きな問題であるため、総務課主幹の滞納税料等の回収委員会を設置し、より一層取り組みを強化されるよう検討されたいと思います。

特に、長期滞納者は、時効により税金、使用料等が回収できなくなり、高額な不納欠損処理が発生することも予測されます。特に、各担当者の時効の中断についての勉強も必要であると思われれます。事業実施に当たっては、各事業の完遂と経費削減を評価いたします。

今後ますます増大する行政需要、あるいは多様化する町民ニーズに対応するため、現状希薄な各課連携を密にして行政推進を図っていただきたい。今年度事業の翌年度繰越明許、約3億2,000万ありました。特に多かったです。補助事業等の関係もありますが、事業によっては緊急を要するものもありますので、事業年度内に完了するよう努力されたい。

なお、事業実施に当たり、これからも国・県補助金及び町債等、有利な特定財源の確保に努力し、歳入の安定を図られたい。

今後、歳入では税込減、交付税の2町から1町への算定替え等での減収化、人口減少、少

子高齢化も進み、義務的経費、特に扶助費はますます増加することが予想されます。また、各施設のあり方等、行財政改革を含め、今後の財政運営には格段の配慮と積極的な取り組みを求めたい。

結びに、関係者の御協力により、5日間と限られた審査期間に有効な審査ができたことをつけ加えて総括といたします。

なお、財政健全化審査意見書につきましても別冊のとおりで、実質赤字比率、連結赤字比率はそれぞれ黒字、将来負担比率は、将来負担額より充当可能財源が上回っているため、それぞれ発生はいたしません。実質公債費比率は、過去3年間の平均値であるが6.8%で、前年より0.6ポイント改善されました。要因は、財政規模が増加し公債費は減少したため、早期健全化基準の25%を大きく下回っており、財政は健全であります。

詳細につきましては、お手元の決算意見書、また財政健全化意見書をもってかえさせていただきます。

以上、決算審査の監査意見とさせていただきます。

○議長（中田隆幸君） 御苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑は、認定第1号から認定第7号まで全てについて総括的な内容で行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 質疑はなしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております認定第1号から認定第7号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して審査をすることにしたいと思いをします。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号から認定第7号については、11人の委員で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託をして審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま設置されました決算特別委員会の委員の任期については、委員会条例第7条第3項の規定によって、議長を除く11人の議員を指名したいと思いをします。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、決算特別委員会の委員は、議長を除く11人の議員を選任することに決定しま

した。



◎散 会

○議長（中田隆幸君） お諮りします。

特別委員会開催の都合によって、9月5日から9月18日までの14日間を休会としたいと思います。

御異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中田隆幸君） 異議なしと認めます。

したがって、9月5日から9月18日までの14日間休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会 午後 1時30分